

『増廣註釋音辯唐柳先生集』

『朱文公校昌黎先生集』合刊初考（下）

——南宋建陽における朱子三伝弟子劉欽と麻沙書坊劉氏

戸崎哲彦

はじめに

前稿では明・元・宋における『増廣註釋音辯唐柳先生集』（音辯本）と『朱文公校昌黎先生集』（朱校本）の合刊について考察した。本稿ではさらに進めて初刊の地と人について究明を試みる。その重要な手掛かりの一つが『柳集』音辯本Ⅰ類の巻首に収める「河東柳先生文集後序」である。

音釋之有正有訛，離校之或詳或略，則不可以無辨。今怡堂劉君之於是編參攷諸說，會其至當，雖不加一辭，而是否之間瞭然易見。……淳祐九年歲在己酉良月朔日，平山劉欽書識。

「淳祐九年」（1249）南宋の晩期に、「怡堂劉君」なるものが輯註し、「平山劉欽」なるものがその書に「序」を寄せた。兩人について、旧稿ではいくつか考え得る可能性の一つとして南宋・建寧府建陽県の劉氏との関係を示した¹。その後、「平山劉欽」については新資料を得てほぼ確証するに至ったのでそれに基づいて再考を加え、さらに「平山劉欽」との関係から「怡堂劉君」と南宋から元明における建陽劉氏の世家に関するいくつかの問題を提起する。

なお、この間、府県名が改易されている。北宋・端拱元年（988）に建州は建寧軍に、南宋・紹興三二年（1162）に建寧府に、建陽県は宋末・景定元年（1260）に嘉禾県に改名、元・至元十五年（1278）に建寧路、県は旧名に復す。宋・元の建陽県治は今の福建省建陽市。

Ⅰ 南宋建陽の朱子学者“平山劉欽”

南宋の大儒朱熹（1130-1200）の門下として著名な劉燾（1144-1216）の孫に劉欽なるものがある。「序」を寄せた「平山劉欽」と同姓同名にして時代・地

¹「南宋淳祐九年劉欽序劉怡堂輯註『増廣註釋音辯唐柳先生集』四十五卷12行本考」（『島大言語文化』33、2012年）。

理、さらに「序」を求められるほどの文才・名声あるいは身分から考えて同一人物である可能性が高い。

劉燾の孫“劉欽”とその郷里

今日、劉燾の孫「劉欽」の名が見える最も早い文献は真徳秀（1178-1235）の「劉文簡公（燾）神道碑」²であろう。

（嘉定）十四年六月……請諡公曰文簡，詔從之。……公諱燾，……出於諱
幽者。……為建陽后山人。……仲氏炳，擢戊戌（淳熙五年1178）第，與公
接武登朝。……子屋，今為奉議郎，知建陽府江寧縣事。女三人，……。孫
男一人，欽，宣義郎，監福州嶺〔海〕口監〔鹽〕倉³。孫女一人，……。曾
孫男一人，尚幼。

劉燾は建陽県の人、弟は炳、子は屋、孫は欽。「孫男一人」であるから、「曾孫男子」は劉欽の子である。劉燾は『宋史』巻401に伝が立てられているが、孫は固より、弟・子への言及はない。

『宋史』や「神道碑」には当然ながらその拠った基礎資料がある。「神道碑」は文中で

其狐（劉）屋以前尚書郎三山陳孔碩之「狀」來謁銘。（真）徳秀從公游
有年……。廼即陳公之「狀」，剝取其要而書之。

と語るように、陳孔碩（1151-1228）「行狀」に拠っており、『宋史』本伝も通常では「行狀」・「神道碑」や「謚議」等に拠る。今、明刊『雲莊劉文簡公文集』12巻本の附録に『宋劉文簡公雲莊集』なるものがあり⁴、その巻1には

² 真徳秀『西山先生真文忠公文集』（四部叢刊本：正徳十五年1520黄鞏序刊本、黄鞏校正・張文麟同校）巻41（1a-22b）「劉文簡公（燾）神道碑」。清抄本「雲莊劉文簡公年譜」は真徳秀「神道碑」を嘉定十五年（1222）、弘治間刊本は十六年に繫年する。弘治間刊本「附録」巻5に「神道碑」を収め、末に「嘉定十六年癸未立」。

³ 「監福州嶺口監倉」では文意不通。「監福州海口鹽倉」の誤字。『〔弘治〕八閩通志』巻28「秩官・福州府・宋」に「福清縣：……監海口鹽倉一員」（福建人民出版社2006年、上冊p807）。『全宋文（314）』（曾棗莊・劉琳主編、上海辭書出版社・安徽教育出版社2006年）巻7189「真徳秀（55）」の「劉文簡公神道碑」（p70）の校勘記に見えず。

⁴ 『中國古籍善本總目（4）』（線裝書局2005年、p1248）によれば、『雲莊劉文簡公文集』の現存本は計6部、大きく分けて12巻本（4部）と20巻本（2部）がある。12行本は台湾・中央図書館蔵#10556『雲莊劉文簡公（燾）文集』十二巻、附年譜一卷、附録八巻、八冊：弘治間劉燾刊、嘉靖間增補本、また清・同治刻本あり。20巻本は四庫全書本『雲莊集』二十巻：浙江巡撫採進本「祁承燁（1563-1628）澹生堂抄本」。『欽定四庫全書總目』巻160『雲莊集』は「十二巻」に誤る。文淵閣四庫全書1157『雲莊集』書前提要是「二十巻」。なお、劉春撰『東川劉文簡公集』24巻とは別。嘉靖三十三年劉起宗刻（国家図書館蔵、『續修四庫全書』集部1332）。劉春（1460-1519）、字仁仲、重慶巴県の人、『明史』巻184に伝あ

「嘉定十年十月□日、友人朝請大夫試侍郎工部郎陳孔碩」撰「宋故工部尚書致仕建陽縣開國子食邑五百戶賜紫金魚袋贈金紫光祿大夫謚文簡劉公行狀」
「朝奉郎行太常博士臧恪[格]撰」
「謚議」

「承議郎秘書著作佐郎試考工郎官樓觀撰」
「覆議」

を収める。今日これらの作はいずれも『全宋文』に収められていない⁵。現存本『劉燾文集』の成立については、早くから捏造説があるが⁶、それは主に正集中の作についての議論であって、今これらの作はいずれも附録『宋劉文簡公雲莊集』の方に収める。この附録の信憑性についても改めて検証されなければならないが、たとえ改竄があるとしても、劉燾研究は言うに及ばず、朱子学研究、さらに建陽刻書史研究においても、極めて貴重な史料を提供する。所収の陳孔碩「行狀」なるものにも子孫の言及はない。

今、「神道碑」「行狀」と本伝によれば、劉燾は弟劉炳と共に朱熹・呂祖謙に学を受け、乾道八年（1172）挙進士、後に權刑部侍郎兼國子祭酒・權工部尚書等を歴任、嘉定九年に卒して光祿大夫を追贈され、文簡の謚を賜う。著に『禮記解』・『雲莊外稿』等があり、号を雲莊という。朱子学の普及に貢献する所大であった。特に朱熹「白鹿洞規」を太学に頒示し、朱熹『四書集注』の刊行を請願したことで知られる。『宋史』本伝末の「論」に

劉燾表章朱熹『四書』以備勸講，衛道之功莫大焉。

と顕彰する所以である。後に真徳秀と黄榦（1152-1221）・蔡沈（1167-1230）と共に朱子の四大弟子とも称される⁷。

次に早いものは、「神道碑」のやや後、沈憫（?-?）『雲莊〔先生〕劉文簡公（燾）年譜』である。これも『雲莊劉文簡公文集』の末に収められて伝わって

り。

⁵ 『全宋文（282）』巻6391「陳孔碩」（p53）、『全宋文（303）』巻6913「臧格」（p1）、『全宋文（293）』巻6671「樓觀」（p152）に未収。陳孔碩『北山集』三〇巻は今佚。『宋會要輯稿』や方志から8篇を拾遺する。『八閩通志』巻59「祀廟・建陽縣」（p530）に「四賢堂：在儒学内。……工部尚書劉燾卒，邑人又以其言行素履可以追配四君子者無慚也，亦肖其像而合食焉，復更其榜曰“五賢”。陳孔碩為記」、「五賢堂記」なる作もあった。

⁶ 梁庚堯「劉燾雲莊集的版本及其真偽」（『書目集刊』8-2、1974年）、蔡東洲「『雲莊集』真偽考」（『文史』35、1992年）。『全宋文』には「劉燾」の巻そのものがない。

⁷ 張立文『朱熹大辭典』（上海辞書出版2013年）「劉燾」（p108）。劉燾（1144-1216）・黄榦（1152-1221）・蔡沈（1167-1230）とは違い、真徳秀（1178-1235）は詹体仁（1143-1206）に学んだ再伝の弟子である。江汝璧（正徳十六年進士）「雲莊書院記」（嘉靖間）に「邑令蒲陽劉克莊請以公與黄、蔡、真四公配享文公祠，道學淵源聚于一堂」。

おり⁸、それに

嘉泰四年甲子（1204）：十二月，孫男欽生。

と見える。沈憫もやはり朱子の弟子⁹、おそらく晩年の弟子であるが、『年譜』の冒頭には「門人永嘉沈憫莊仲述」つまり劉燾の門下であると自称する。『柳集』に「序」を寄せた「平山劉欽」が劉燾の孫であれば、「淳祐九年」（1249）は四六歳。官人であるから、まだ何らかの官職に就いていたはずであるが、「序」には官銜が示されていない。一般的な書式から外れる所に疑問が残る。また、『年譜』の繫年によれば、真徳秀「神道碑」の撰は嘉定十五年（1222）であり、劉欽十八歳の時に当たるが、「劉燾神道碑」に「曾孫男一人，尚幼」とあるのによれば、劉欽は「監福州海口鹽倉」に在任、すでに幼い子もいた。「幼」とは一般に十五歳以下¹⁰。『年譜』も二種が伝存しており、一本は十六年に繫年するが、恐らくこれは立碑の年である。いずれにしても「男子二十，冠而字」¹¹に至らずして仕官し、十八歳以前に結婚していたことになる。『年譜』の信憑性にも疑問を感じる。その後、劉欽の名が見えるのは、なぜか明代もその後期に至ってからである。

今日に伝存する『〔景泰〕建陽縣志』・『〔弘治〕八閩通志』・『〔弘治〕建陽縣志續集』・『〔嘉靖〕建寧人物志』¹²・『〔嘉靖〕建寧府志』・『〔嘉靖〕建陽縣志』・朱衡『道南源委録』（嘉靖間）¹³・楊應詔『閩南道學源流』（嘉靖間）¹⁴等、明代初中期の方志をはじめ、当地での記録に基づく史料に劉欽の名は見えないが、

⁸ 『宋人年譜叢刊（10）』（四川大学出版社2001年）所収。解説に「今傳『雲莊集』二十卷，……有明刻本、『四庫全書』本。……本譜為宋沈憫編，附於清抄本『雲莊劉文簡公集』卷首」（p6948）。近年の研究に林日波等「『雲莊劉文簡公年譜』補正」（『古典文獻研究』11、2008年）があるが、『宋人年譜叢刊』所収本のみにも拠る。12巻本所収「年譜」には詳細な註があり、20巻本所収とは相違する。

⁹ 張立文『朱熹大辞典』「朱熹弟子」の「沈憫」（p110）。『全宋文』に「沈憫」の巻はなし。

¹⁰ 『禮記』卷1「曲禮」上に「人生十年曰幼，學；二十曰弱，冠」、『儀禮』卷31「喪服」の「子幼」の鄭玄注に「謂年十五已下」。

¹¹ 『禮記』卷2「曲禮」上。

¹² 李黙『建寧人物傳』（嘉靖十七年李東光刊）卷7（『閩刻珍本叢書』21、人民出版社・鷺江出版社2009年）。

¹³ 『續修四庫全書』（上海古籍出版社1995年）第515冊（史部・伝記類）所収嘉靖四十二年楊一鶚大儒書院刻本。撰者朱衡（1512-1584）は嘉靖十一年（1532）の進士。また康熙四十八年（1710）張伯行『道南源委録』（『四庫全書存目叢書』第125冊、齊魯書社1996年）にも見えない。

¹⁴ 楊應詔『閩南道學源流』（嘉靖四三年楊氏華陽書院刊）卷7（『閩刻珍本叢書』、人民出版社・鷺江出版社2009年）。

下って『〔萬曆〕建陽縣志』卷6「人物誌」¹⁵に至って「劉世家」が立てられ、その中に「劉欽」条があり、しかも内容は極めて詳細である。ちなみにその前の成立である『〔嘉靖〕建陽縣志』では卷8「二世家」に「朱子世家」と「蔡氏世家」のみを立て、その後の「列傳」（卷10-16）の卷11「儒林類」に「劉燾」を立てて「子屋、弟炳・炯、炳子填、孫應李」の計6名を附伝するのみである。いっぽう『〔萬曆〕縣志』卷6「人物誌」の「儒林」は「世家」と「列傳」に分けて「世家」には游・朱・蔡・劉の四氏を立ており、「劉世家」には

劉之先，以詩文著者代不乏人。自文忠公從元晦遊，始崇尚經術，當元晦罷經筵時，疏留甚懇，其子若孫，皆師事元晦（朱熹），以儒知名。……然吾聞劉氏有五忠，皆以身死國。

として、唐の劉韜に始まって宋の頡（忠簡）・勉之・清夫・崇之（文忠）・子寰・淮・懋・純（忠烈）・燾（文簡）・炯・屋・填・欽（忠簡）・應李等、多くを列伝している。ただ劉燾の弟である劉炳のみは、真徳秀「神道碑」に「仲氏炳，擢戊戌（淳熙五年1178）第，與公接武登朝」とあるにも関わらず、なぜか附伝されていない。これは恐らく旧志が「隱逸」扱いしていたのと関係がある。『〔景泰〕建陽縣志』残本¹⁶の卷3の「名人賢人」に劉燾が、「仕宦」に劉填が立伝されているが、「隱逸」の中に「劉炳」条があり、その末に

謹按『文簡公年譜』云：弟炳，兵部公，享年七十，官至朝請大夫，歿於家。此則編入「隱逸」，不知何諠，故錄之以備參考。

といて訝り¹⁷、これと同じ懷疑は後の『〔嘉靖〕建陽縣志』にも

余謁（雲莊）書院，迺知劉氏六賢（燾、屋、炳、炯、填、應李）家學淵源良有所自，然『文簡公年譜』稱其弟（炳）官階朝請大夫，雖不克大顯於時，非適世之士，而舊志廁之「隱逸」何哉。

と見える¹⁸。その後の『〔崇禎〕閩書』・『〔康熙〕建陽縣志』等の記載はほぼ『〔萬曆〕縣志』に近く¹⁹、これに拠ったものと思われる。しかし『〔萬曆〕縣志』の

¹⁵ 『〔萬曆〕建陽縣志』（『稀見中國地方志匯刊』31、中国書店1992年、p741上）卷6「人物誌・劉世家」（p741上）。

¹⁶ 四庫全書存目叢書・史部176（齊魯書社1996年）『建陽縣志』（景泰元年1450黃璫編、弘治十七年1504袁銛續修）卷3・卷4のみ残存。

¹⁷ 鄭京校正『文簡公年譜』には「紹興十六年」（1146）に「仲弟曷〔炳〕生」、「嘉定八年」（1215）に「弟韜仲歿於家」。

¹⁸ 『〔嘉靖〕建陽縣志』（天一閣明代方志選刊：上海古籍書店1962年）卷12「列傳・儒林類」の「敘曰」。

¹⁹ 『〔崇禎〕閩書』（福建人民出版社1995年）卷96「英舊志」（『福建師範大学図書館蔵稀見方

「劉世家」にも拠る所があり、その史料あるいはその系統にあると思われるものが祖・劉燾の文集として伝存する『雲莊劉文簡公文集』12巻本に附す『宋劉文簡公雲莊集』巻3の「忠簡殿院公〔欽真像、贊〕傳」²⁰である。

本書は極めて貴重な資料を含むが、稀少にして影印本等も出ていないため、ここに劉欽の「傳」のみではあるが、その全文を掲げ、『(萬曆)縣志』と対照して示す。

『雲莊集』巻3「忠簡殿院公傳」	『(萬曆)縣志』巻6「劉世家」
<p>忠簡殿院公劉欽，字子時，文簡公孫也。幼而奇質，穎悟不凡，意象異於常兒。方在乳抱中啼哭不止，示以書帙，則意反悅。初能言，母梁氏夫人試以古詩教之，隨口成誦不忘，撫而樂之曰：“此兒必大吾門。”七歲，日受數千百言，每夜讀書至旦，母愛其過，密藏膏火，而不與多，候母熟寐，復燃火，誦習經史，深究蘊奧。入則服膺父教，出則從九峯先生蔡文正公游，盡得程、朱性理精微之蘊，尤精於『易』。受祖(劉燾)澤補官，承事郎。年二十七，知嵯縣事，大有政聲，除佐藏屋將作監丞，轉朝奉大夫，出知饒州、處州、邵武、南康兼管內勸農事。時江、汀、邵寇竊發，境內騷動。公招募義勇，率兵剿捕。不數日，滅之，其黨遂蕩平其巢穴，公誅其首惡，餘悉縱還鄉里，第諸將功賞有差，事聞于朝，陞殿中侍御史、同知樞密諫院事，遂稱疾掛冠，隱居樂道，於武夷茶洞口，築茶巖小隱堂，為終焉計。自號水壺散人，置田米三百石，以供讀書之需，日以詩酒自娛。一時賢士，執經問道，造門者不一，隨其才品，誘進為說，聖賢教學門戶，竟日娓娓不怠。學者稱之曰“水壺先生”，咸尊敬之。所著詩文甚富，兵燹散亡。搜尋燼餘者，百中之一。享年七十有一，卒謚忠簡。葬崇安縣白花巖下。著有『書經衍義』、『文集』十卷，藏于家。</p>	<p>欽，字子時，屋〔長〕子。幼有奇質，在襁褓中或啼哭，示以書帙，則〔即〕嬉笑。甫能言，母梁氏教以古詩，輒成誦不忘，母撫而笑曰：“此兒必大吾門。”七歲，日受數千言，每夜達旦母憐而節之，乃匿膏室中，候寢熟，復燃，誦習不寐。從蔡沈學，精於『易』。以祖蔭補官，承事郎。年二十七，〔擢〕知〔紹興府〕嵯〔縣〕縣事，有政聲，轉朝奉大夫，出知饒州、處州、邵武、南康兼管內勸農事。時江〔右及〕汀、邵寇竊發，境內騷動。欽募義勇剿捕。不數日，滅之，誅其首惡，餘悉縱還鄉里，第諸將功賞有差，事聞，陞殿中侍御史、同知樞密諫院事，遂稱疾歸隱，居武夷茶洞口，築茶巖小隱堂，為終焉計。自號水壺散人，日以詩酒自娛。時賢翁然宗之，終朝請大夫，謚號忠簡。所著有『書經衍義』、『文集』十卷。</p>

志叢刊14)、北京図書館出版社2008年、p2887)、『(康熙)建陽縣志』巻6「人物誌・劉世家」(p161-178)、『(康熙)福建通志』巻47「人物」(『北京図書館古籍珍本叢刊』36、書目文獻出版社、p2337上)、清・李清馥『閩中理學淵源考』巻27(『文淵閣四庫全書・史部7・傳記類3』p338)、『(道光)福建通志』(建陽県地方志編纂委員会校印1989年)巻13「人物志・儒林」(p480)、『(民國)福建通志』(『中國地方志集成・省志輯・福建』鳳凰出版社等2011年)総巻34「福建列傳」巻13「宋」(p606上)。『閩中理學淵源考』は「燾」を「燾」に誤る。道光通志は末に出自を示して「舊志」、『閩中理學』に「閩書、郡志」、民國通志に「閩書、道學原委、建陽縣志」というが、「閩書」よりも『(萬曆)縣志』の方が早い。劉欽については全建平『新編事文類聚翰墨全書』研究(寧夏人民出版社2011年)「劉應李先世六代述略」(p15)が詳しいが、『(萬曆)縣志』に拠ったものか。

²⁰『國家圖書館善本書志初稿(集部・第1冊)』(台湾・國家圖書館編印1999年、p387)。

方志の記載はこの「傳」とほぼ同文にして簡略であるから、これに拠る、あるいはさらに墓碑・墓誌や行状のような共通の史料があった。『宋劉文簡公雲莊集』に劉燾の「行状」「神道碑銘」は収められているが、弟の劉炳、子の壺、孫の欽のそれは見えない。

今、この「傳」によれば、劉欽（1204-1274）は朱子の高弟劉燾の孫で、号は冰壺散人、咸淳十年に卒、諡は忠簡公。父劉燾より家学として朱子学を受け、特に『易』に通じ、朱子の高弟蔡沈に学び、『書經衍義』を著わし、『冰壺文集』十卷（今佚）を残した²¹。朱子三伝の弟子である。活動時期は正に「淳祐九年」（1249）の前後にあたる。ただし、号は「散壺」であり、この詳細な「傳」にも「平山」との関係については記述がなく、また建陽の人であるが、「武夷茶洞口」に隠居永住したという。その地は、今日、世界複合遺産（1999年）に指定されている武夷山（2,158m）中にあり、武夷山は宋の建寧府崇安県の南30里²²、宋の崇安県は建陽県の東北に隣接する。

いっぽう、やはりほぼ同時期、ほぼ同地域に「屏山」を号とする劉氏がいた。こちらに関しては史料が多い。朱熹が曾て師事した“屏山先生”こと劉子翬（1101-1147）はつとに有名である²³。「屏山」は「崇安縣五夫里」（今武夷山市五夫鎮）²⁴に在って崇安県は建陽県の東に隣接する。つまり二山は同じく建寧府に属すが、平山は建陽県の西部、屏山は崇安県の南部にあって全く地を異にする。旧稿では「屏山」を「平山」に作った例を寡聞にして知らないとして断定を避けたが、劉燾の孫である劉欽は「平山」の人と考えてまず間違いない。以下、「平山」の存在および劉燾の故居と「武夷茶洞小隱堂」との関係について

²¹ 『〔萬曆〕建陽縣志〕卷7「藝文誌・著書」に「『書經衍義』・『冰壺文集』：俱劉欽著，無板」（p773上）。

²² 宣和間（1119-1125）歐陽忞『輿地廣記〕卷34「福建路・建州・崇安縣」に「淳化五年（994）升崇安場為縣，有武夷山」（四川大学出版社2003年、p1060）、王象之『輿地紀勝』（宝慶三年1227）卷129「建寧府」に「武夷山：在崇安縣南三十里」（四川大学出版社2005年p4084）。

²³ 朱熹「屏山先生劉公（子翬）墓表」（『朱文公文集〕卷90）に「世家屏山下潭溪之上」。

²⁴ 朱熹「少傅劉公（子羽，劉子翬之弟）神道碑」（『朱文公文集〕卷88）に「今為崇安縣五夫里人」、朱熹「觀文殿學士劉公（珙，劉子羽長子）神道碑」に「世居崇安縣五夫里」；張栻「少傅劉公（子羽）墓誌銘」（『南軒文集〕卷37）に「葬於崇安縣五夫之原」。『〔景泰〕寰宇通志〕（玄覽堂叢書續集213、国立中央図書館、1985年）卷48「崇寧府」に「屏山書院：在崇安縣東南屏山下」（p500）、「劉子羽墓：在崇安縣東南五夫里」（p507）。『中華人民共和國地名詞典・福建省』（商務印書館1995年）「武夷山市」の「五夫鎮」（p247）、『中國文物地圖集・福建分冊（下）』（福建省地圖出版社2007年）「武夷山市」の「屏山書院遺址」（p598左）・「劉氏家祠」（p600右）。

述べる。

建陽の“平山”と“太平山”

『大元混一方輿勝覽』巻下「建寧路」²⁵の次の条に「平山」の名が見える。

劉文簡祠：在建陽縣西二十五里之平山。

「文簡」とは劉欽の祖、劉燾の賜諡である。これより前の成立である南宋の『輿地紀勝』巻29や『方輿勝覽』巻11の「建寧府」に「平山」の名は見えない。今日の研究によれば、『大元混一方輿勝覽』三巻は元・劉應李編『〔新編事文類聚〕翰墨大全』二〇六巻、初刊は大徳十一年（1307）であり、泰定元年（1324）刊詹友亮改編本の中から「州郡門類」三巻を抽出して単行されたものであるという²⁶。現存明初刊本『新編事文類聚翰墨大全書』後乙集『聖朝混一方輿勝覽』²⁷巻下には

劉文簡祠：在建陽縣西之平山。

とあり、「二十五里」を欠くが、やはり「平山」に作る。ともに『翰墨大全』から出ており、編纂者劉應李（咸淳十年1274進士）こそは劉燾の後裔である。早くから劉燾の弟・劉炳（1146-1215）の孫あるいは曾孫・玄孫、また名を榮とするなど諸説があるが²⁸、炳との年齢差および五行による輩行字（火>土>

²⁵ 郭声波整理『大元混一方輿勝覽』（四川大学出版社2003年、p541）。

²⁶ 郭声波整理『大元混一方輿勝覽』〔整理者弁言〕（p29）。『翰墨全書』後乙集「州郡門事類」三巻に「聖朝混一方輿勝覽」。全建平『〔新編事文類聚翰墨全書〕研究』（寧夏人民出版社2011年、p91）に詳しい。

²⁷ 『新編事文類聚翰墨全書』一三四巻（『四庫全書存目叢書』子部第170冊p155上、齊魯書社1995年）。

²⁸ 今日の説では蔡東洲「『雲莊集』真偽考」（『文史』35、1992年、p129）は劉燾の曾孫の説を否定して劉炳の孫とし、方彦寿『建陽刻書史』（p164）・林日波「『雲莊劉文簡公年譜』補正」（『古典文獻研究』11、2008年、p530）、全建平『〔新編事文類聚翰墨全書〕研究』（p15）は劉炳の曾孫を採る。至元二四年（1287）熊禾「化龍書院記」に「文公門人劉韜仲（炳）曾孫、省軒劉君應李」、弘治十年（1497）鄭京「重修雲莊書院記」に「弟文安公（炳）、子靜齋先生（劉屋）、孫永壺先生（劉欽）、曾孫省軒先生」というが、『〔萬曆〕建陽縣志』・『〔康熙〕建陽縣志』巻2「書院」・『〔道光〕建陽縣志』巻3「廟壇」の「雲莊書院」では「弟炳、子欽、孫屋、曾孫榮」、つまり劉應李を劉榮とし、また『〔弘治二年〕八閩通志』巻65「人物」に「劉應李：字希泌，初名榮，建陽人，炳之孫」、『〔弘治十七年〕建陽縣誌續集』「人物」に「劉應李：字希泌，初名榮，炳之孫」、『〔嘉靖〕建寧人物志』・『〔嘉靖〕建陽縣志』巻12に「炳：……孫應李」「應李：字希泌，初名榮。……並見『舊志』」、凌迪知「萬姓統譜」（文淵閣四庫全書956、p901上）巻59に「劉應李：字希泌，炳之孫，建陽人，初名榮」とあり、劉榮が炳の曾孫から孫に入れ替わっている。弘治間のことである。欽一涇の父子關係から考えれば銓の孫・從孫も水偏の輩行字であるから木偏に従うのは次世代であり、劉榮は炳の玄孫と考えるべきであろう。『大元混一方輿勝覽』（四川大学出版社2003年）の郭声

金>水>木)の使用を考えれば玄孫と見做して間違いなからう。熊禾「翰墨大全序」や前稿で触れた熊禾「化龍書院記」にも詳しく見えており、熊禾と劉氏は姻戚関係にある。また、『雲莊劉文簡公文集』は劉應李が刊刻したともいう。これらについては後文で再考する。いずれにしても劉應李が劉燾一族の家系にあることは間違いなく、ならば劉應李『翰墨大全』が記す所は尤も信を置いてよい。つまり劉燾文簡祠が建陽県の「平山」にあったならば、劉欽は劉燾の孫であるから、「平山劉欽」と称してよい。

たしかに宋元の間、建陽には「平山」があり、その麓が劉燾の居宅であった。やや後の元・泰定四年(1327)の作である呉昌「后山堂記」²⁹には次のように見える。

由考亭而平山，由平山而西山，由西山而九峰，傑出人物，績洙泗之緒，導濂洛之流。

「考亭」は朱子学の代名詞でもある。朱熹が晩年に居を構え、卒後の淳祐四年(1244)に考亭書院・朱子祠が置かれた。建陽県治のやや南に位置する。「西山」は朱熹の師のひとり蔡元定(1135-1198)、「九峰」はその子で劉燾と共に朱子に師事した蔡沈を指す。先に見た「傳」等によれば劉欽は蔡沈に学んだ。この文はその地が「洙・泗」つまり孔子儒学の聖地、「濂・洛」つまり周敦頤・程顥・程頤の北宋儒学に淵源する考亭学派の淵藪、南閩閩里であることを謂う。「平山」はその中の一つであり、しかも考亭と西山との間に位置するから、朱熹の高弟劉燾を指すこと疑いない。また、「考亭」「西山」「九峰」はいずれも地名であると同時に別号でもあるから、「平山」もその可能性がある。いっぽう「屏山」も朱子学揺籃の地ではあるが、建陽県の東に位置する崇安県に在り、地理的には建陽県内を南の考亭から西北に向かう平山・西山・九峰の一带から大きく外れる。また、明「弘治丁巳(十年1497)郷進士莆田鄭京」撰の「重修雲莊書院記」³⁰には次のようにいう。

公(劉燾)故居，縣治西、馬鋪平山之麓，構書院，……中作講道堂，與弟

波「整理者弁言」に建安劉應李が字(名は榮)であることに関連して「劉氏子孫名以火、土、金、水、木五行之序為偏旁」(p65)と考えるのに対して全建平は方彦寿の説によって「劉燾十世孫有名穩、梗者、穩父潭、梗父忠、當為九世孫、劉穩二子名燿、熾、顯然已經不合五行之說」(p19)と批判するが、むしろ五行による輩行字が継続されていると見るべきである。

²⁹ 『弘治』建陽縣雜誌』卷3「記」、『嘉靖』建陽縣志』卷6「藝文志・廟堂類」。

³⁰ 『嘉靖』建陽縣志』卷6「藝文志」44a。

文安公（劉焯）講道。……東作草堂祠，以祀劉聘君、劉屏山、朱文公三賢像。公既薨，理宗嘉熙三年（1239）賜「雲莊書院」額，繪二先生像于祠中。

伝写伝刻上の誤字がなければ、ここでは「屏山」と「平山」とが明らかに区別されている。屏山は劉子翬の号で、崇安縣五夫里に実在する屏山に由来するが³¹、平山は建陽「縣治の西」、当時の崇泰里「馬舖」に在り、そこは劉焯の故居にして後に劉文簡祠・雲莊書院が築かれた。「馬舖」の名は『雲莊劉文簡公文集』12巻に附す「宋劉文簡公雲莊集」巻1の「劉文簡公傳」にも見える。

先世肇居京兆，有諱函者，仕將作監簿，遭五季之亂，避地入閩，寓建州建陽縣崇泰里馬舖。至九世，生曾祖〔諱？〕補太學，進士；祖燾，承事郎；父懋，字子勉，與朱文公友善。

「馬舖」に作るが「馬舖」³²と同じ。今日でも他の多くの地名に残っているのは駅を指す語であったことに由来する。元代には25里ごとに設置された³³。「馬舖平山之麓」を「在建陽縣西二十五里之平山」という所以である。早くは真徳秀「劉焯神道碑」にもこれに近い文が見えるが、「后山」に作る。

公諱焯，……出於諱函者。遭五季之亂，自光州固始遷焉，遂為建陽后山人。十世至銀青府君，以累舉恩入官，終於朝奉大夫致仕。公其長子也。

明代の方志に「馬舖街：在崇泰里。后山街：在崇泰里」、「馬舖渡、后山渡：俱崇泰里」³⁴という列記から馬舖と后山には一定の距離があり、また「后山」は県治の西20里にあるから³⁵、県治西25里の平山とは異なるが、極めて近い。しかし明代方志の記載には不整合が見られる。『〔嘉靖〕建陽縣志』巻1「建陽

³¹ 全建平『新編事文類聚翰墨全書』研究（寧夏人民出版社2011年、p14）に「建陽之馬伏」に注して「一作馬舖，當誤」とするが、正しくなからう。『〔嘉靖〕建寧府志』巻3「山川」に「屏山：三峯森立，中一峯如屏狀，故名。宋劉子翬世居其下，因以為號」、巻17「學校：書院社學附」に「屏山書院：在崇安縣五夫里屏山之麓」、下に附す張榘「屏山書院記」に「屏山，三峯疊翠，潭溪澄碧，尤為佳境」、『〔康熙〕崇安縣志』（『稀見中國地方志彙刊32』中国書店1992年）巻1「封域」に「屏山：在五夫里。三峯森立，其中一峯最大，如翠屏然，忠顯劉公世居其下，屏山先生所取號也」。

³² 「馬舖」は清代では「馬伏」と書かれる。『〔康熙〕建陽縣志』巻1「地輿志」に「後山、茶壠、馬伏」、「馬伏渡、后山渡」、『〔道光〕建陽縣志』巻3「壇廟」に「雲莊書院：即劉文簡公祠，在崇泰里馬伏」。「伏」は入声であるが、当地の語音で「舖」とは近いのであろう。

³³ 『元史』巻101「兵志・急遞舖兵」に「每十里或十五里、二十五里則設一舖」（中華書局1976年、p2596）。

³⁴ 『〔嘉靖〕建陽縣志』巻3「街巷」・「橋津」。

³⁵ 『〔嘉靖〕建陽縣志』巻4「治署志・公館肆所」に「后山公館：載崇泰里后山舖之左，去縣二十里。嘉靖壬子（三一年1552）知縣馮繼科以社倉故址創建」、「坊表」に「光祿坊：在崇泰里馬舖，為宋劉文簡公立，嘉靖癸丑（三二年）知縣馮繼科重修」。

縣境之圖」にも県坊の西にある崇泰里に「平山」の二字とその山影が描かれているが、巻5「學校志・書院」には

雲莊書院：在崇泰里太平山麓，宋劉燾故居。嘉定〔熙〕³⁶三年改建，賜今額。とあって「太平山」に作っており³⁷、また巻3「山川志」にも

太平山：峰巒聳秀，峭拔萬仞，縣之主山也。昔劉文簡公孚靈於此。

という。以後、方志の類ではいずれも「太平山」といい³⁸、「平山」の名が見えなくなる。また、『宋劉文簡公雲莊集』巻4に収める「恒軒先生金紫公傳」、劉燾の父の伝には後山と太平山の二山が見える。

恒軒劉先生名懋，字子勉，號恒軒，文簡公（燾）父也。五代時，有諱函者自光州固始縣辟地入閩，至建陽後山，愛其谿山回鬱，而原壑不治，乃引水循太平山之麓，以灌田得良疇數十畝，遂下居焉。十世生金紫公，……時文公以道德為學者師，金紫公命文簡兄弟往受學焉。

文はこの後に「北山先生陳孔碩撰「神道碑」云云，其銘曰：五季時屯，鼻祖來閩。爰田爰宮，十世始振……」と続くから陳孔碩「金紫公神道碑」なるものに拠った如くである。沈憫『劉文簡公年譜』の「崇泰里人」下の鄭正校正による小字夾註に引く「金紫公神道碑」にも同文が見える。これによれば、まず先祖は「建陽後山」后山に入って太平山麓を開墾し、子孫はそこに定住した。「神道碑」が陳孔碩の撰であるならば南宋時の原作では「太平山」に作るべきではないが、ただ后山と平山との関係に対する疑問はこれで解消される。

「太平山」も崇泰里にあり、その山麓に劉燾の故居と雲莊書院があったならば、「平山」と同一の山でなければならない。「平山」は「太平山」の略のようにも思われるが、宋元の史料で「太平山」に作るものはない。今日の当地での研究によれば、建陽県西20里の麻陽溪に朱熹の母祝氏の墓があり、溪を隔てて「屏山」と対峙し、墓の後に馬嶺崗山、その後に「太平山」があるという³⁹。こ

³⁶「嘉定三年」（1210）では生存中であり、江汝璧「雲莊書院記」（『〔嘉靖〕建陽縣志』巻6「藝文志・書院類」）に「嘉熙三年始賜雲莊書院額，肖公之像與其弟炳之像於其中」、鄭京「重修雲莊書院記」に「公既薨，理宗嘉熙三年（1239）賜雲莊書院額」とあり、「嘉定」は「嘉熙」の誤字。

³⁷『〔萬曆〕建陽縣志』巻1・『〔康熙〕建陽縣志』巻1「崇泰里」図では「太平山」の名は見えないが、山下に「雲莊祠」が描かれている。

³⁸福建省地方志編纂委員会『建陽縣志』2「自然地理・山脈山峰」に「平山」は見えず、「太平山，在莒口鄉馬伏村之北，山峰尖秀，峭拔千仞，標高346米」。

³⁹劉建『大潭書』（文物出版社1994年）によれば、建陽県城西20里の良種場の近くに朱熹の母祝氏の墓があり、これが朱熹のいう「寒泉林」「建陽后山天湖之陽」の地であるが、「隔

の太平山と屏山は極めて近いが溪の南北に位置する二山であるらしいから、この「屏山」は宋元という「平山」の誤ではなかろうか。これも当地では「屏」と「平」とが同音あるいは音が近く、かつ「屏山」劉子翬が有名であるために、「屏山」と表記された例であろう。早くは熊禾（1247-1312）「麻沙劉氏族譜序」⁴⁰でも「文靖平山先生子翬」に作り、熊禾「麻沙劉氏族譜」⁴¹では「文靖屏山先生子翬」に作る。

劉燾の故居について「太平山」とする者は多いが、いずれも明代からであり、逆に宋元では「平山」に作り、「太平山」に作るものはない。劉燾の故居は「太平山」ではなく、「平山」にあり、それは建陽県西25里にあつて崇安県東南の「屏山」とは数つかの山溪を隔てて連続しない、別の一山である。

武夷山茶洞小隱堂と雲莊山房

劉燾の故居を武夷山にあり、劉欽もその地を終焉の地をしたという記載があった。『宋史』の「劉燾傳」に次のように見える。

丁父憂。爲學禁典，燾從（朱）熹武夷山講道讀書，怡然自適，築雲莊山房，爲終老隱居之計。調贛州坑冶司主管文字，差知德慶府。

先に挙げた『雲莊集』巻3「忠簡殿院公傳」つまり子劉欽の伝記にいう「遂稱疾掛冠隱居，樂道於武夷茶洞口，築茶巖小隱堂，爲終焉計」も武夷山を終焉の地とした点では酷似する。『宋史』によれば、劉燾はかつて父の服喪中に朱熹と武夷山で交遊し、山中に雲莊山房を築き、終焉の地とする。しかし実際には除喪後に再起しているから終焉の地にならなかった。つまり喪中に限った一時的なものであった。真徳秀「劉燾神道碑」には

丁外艱，喪除，主管都大坑冶司文字，知德慶府。

とのみあつて、全くその部分が消えている。隱居の記事は『武夷山志』にも採られており、董天工『〔乾隆〕武夷山志』巻16「名賢上・理學」の「劉燾」に附伝して⁴²

河（麻陽溪）與屏山相對，墓後爲馬嶺崗山，再後爲太平山」（p200）。福建省地方志編纂委員會『建陽縣志』1「建置・農業」の「馬伏良種場」に「座落建陽縣城西11公里的麻陽公路兩側，場部設在馬伏寒泉林山上」。『建陽縣志』（福建省地方志編纂委員會）27「文物・古墓葬」の「祝氏墓」、『中國文物地圖集・福建分冊』（國家文物局、福建省地圖出版社2007年）「祝夫人墓」（p616右）。

⁴⁰『全元文』（江蘇古籍出版社2000年）巻588、第18冊p548。

⁴¹『全元文』巻588、第18冊p546。

⁴²董天工（1703?-1771）『武夷山志』（乾隆十六年1751）巻16「名賢上・理學」（p245上）、巻11「五曲下・溪北」に「茶洞：接笋峯下，原名玉華洞、亦名昇仙洞，又稱幽微碧玉洞天。

孫欽，字子明、少從蔡沈學，精於『易』。以祖（劉燾）蔭補官，承事郎，所至有政聲、擢侍御史、同知樞密院事，稱疾歸隱武夷五曲之茶洞，有『書經衍義』、『文集』十卷。卒諡忠簡。

という。先の『〔萬曆〕縣志』の後半とほぼ同じであり、同史料によって節録したものであろう。やや早い衷仲孺『〔崇禎〕武夷山志』巻7「賢寓」の「劉燾」に附伝はなく、巻1「名勝」に「茶洞」条はあるが、劉欽の事は見えず、徐表然『〔萬曆〕武夷志略』には「茶洞」条も見えない⁴³。

しかし『年譜』の記載は詳細にしてやや異なる。劉燾の父劉懋は慶元二年（1196）五月に卒、劉燾は三年二月に「仙巖隱室」（後に翫月亭に改名）を「雲谷」に築き、「偽學禁興」のため隠退した朱熹と武夷山で交遊したとして「四年」の条に次のようにいう。

公從文公（朱熹）遊武夷，即其旁創雲莊山房。〔家傳〕云：黨禁方嚴，偽學論興，『四書』為世大禁。公從文公徜徉于山水間，讀書講道，怡然自適，親築雲莊山房於第五曲，為終老之計，後人名其地曰“小桃源”云。〕七月服除。創新居，八月落成。〔以舊居遜（讓）于叔、季、幼三位，新居與弟韜仲（炳）同居，面溪山之勝，詎〔距〕舊居數百步，兄弟一門怡怡如也。〕

「家傳」によれば、慶元二年「偽學禁興」に因って朱熹は十二月末に落職罷祠、その後、建寧に隠退の間に、服喪中の劉燾と再会し交遊した⁴⁴。雲谷の翫月亭の近く、数百歩のところ雲莊山房を築いて劉炳と同居し、旧居は三人の弟に譲った⁴⁵。「家傳」の記載は『宋史』本伝に似ているが、真徳秀「劉燾神道碑」には見えない。『雲莊書院集』巻1に収める陳孔碩「劉燾行狀」なるものにも次のようにある。

……茶洞之名則以茶甲於武夷云（『故宮珍本叢刊第262冊』海南出版社2001年、p180下）。

⁴³ 衷仲孺（万曆崇禎間の人）『武夷山志』（崇禎十六年1643刊）巻1「名勝」に「茶洞：在接笋峰側，洞門甚隘，……土人種茶，視他處為最盛。清隱巖：在茶洞内，四環絕壁，石徑可以攀躋」（『三洞拾遺（14）』黄山書社2005年、p295上）。徐表然（嘉靖間の人）『武夷志略』（万曆四四年刊）（『三洞拾遺（14）』黄山書社2005年）に「茶洞」は見えない。茶洞は九曲溪の内、五曲の北、六曲の東。武夷山は世界複合遺産（1999年）に指定され、茶洞も観光地のひとつとして有名。

⁴⁴ 東景南『朱熹年譜長編〔増訂本〕』（華東師範大学出版社2014年）は『雲莊劉文簡公（燾）年譜』を使用するが（p234、p455、p529、p823、p874、p1016）、晩年の交流については触れられていない。

⁴⁵ 『雲莊集』巻1「劉文簡公世系」図によれば焯、煥、灼が知られるが、混乱があり。また『〔嘉靖〕縣志』巻12「列傳」に「（劉）炳弟燾，字季銘」が見え、『道南源委』巻1（p21上）は字を「季明」に作る。

丁父艱。時黨禁方嚴，偽學之論興，四書為世大禁。公從朱文公遊，徜徉於武夷山水間，講道讀書，怡然自適，親築雲莊山房，為終老隱居之計。服除，主管都大坑冶司文字。兩考當受代，時（韓）侂胄當國，三考無代者，知德慶府。

記載は「家傳」に近く、さらに『宋史』本伝に酷似する。本伝は真徳秀「劉燾神道碑」よりも陳孔碩「行狀」に拠った如くである。『宋史』本伝・「行狀」は確かに武夷山に雲莊山房を築いたことを謂うものであり、「家傳」にいう「親築雲莊山房於第五曲」とは矛盾しない。

「第五曲」は武夷山中にある、朱熹「九曲棹歌」で知られる九曲の一つであり、徐表然『〔萬曆〕武夷志略〕の「五曲」に「雲莊山房：宋劉公燾建，今廢」、
「賢寓」に「劉燾：……慶元中偽學禁興，遂結雲莊山房於武夷」、衷仲孺『〔崇禎〕武夷山志〕卷2「雲構」に「雲莊山房：在（武夷）書院傍。宋儒劉燾建，今廢」、卷7「賢寓」に「劉燾：……慶元中偽學禁興，遂結雲莊書院〔山房〕於武夷」⁴⁶、さらに董天工『〔乾隆〕武夷山志〕卷1「總志」に「劉文簡祠：六曲溪北、小桃源」、「雲莊山房：五曲隱屏精舍左」、「小桃源：六曲溪北」、卷16「名賢上・理學」の「劉燾」に「學禁起，築雲莊山房於武夷，自號“雲莊居士”。……孫欽……稱疾歸隱武夷五曲之茶洞」と敷衍され、踏襲されている。「小桃源」「茶洞」を加えるのは「家傳」あるいは『雲莊書院集』に拠るであろう。

しかし「劉燾行狀」・「家傳」にいうように、武夷山で結庵隱居した事実がある、あるいは当地で伝承されて来たとしても、「雲莊山房」は武夷山中に築かれたのではない。雲莊山房は崇安県の武夷山の南に位置する建陽県の雲谷の近くにあった。

まず、「雲莊」は「雲谷」に由来する。江汝璧（正徳十六年1516進士）の「雲莊書院記」（嘉靖間）⁴⁷と題するものに次のようにいう。

公姓劉氏，名燾，字晦伯，謚文簡；弟諱炳，字韜仲，謚文安。因“雲谷”山水之勝，築書堂於上，名曰“雲莊”，講道於其間，以倡後學。時韓侂胄當國，偽學禁興，公之兄弟落職淹回，繼而侂胄被誅，嘉定三年（1210）……。嘉熙三年（1239）始賜“雲莊書院”額，肖公之像與其弟炳之像於其中。……景定甲子（五年1264），設立山長主領，以教子孫，任其職者，乃鄉進

⁴⁶ 衷仲孺『志〕に「雲莊山房：在書院傍」とあるのに拠った誤りであろう。前条に「武夷書院」があり、これを受けた表現。

⁴⁷ 『〔嘉靖〕建陽縣志〕卷6「藝文志・書院類」。

士陳楠老、張小雅、劉炯數人也。……永樂丙申(十四年1416)、洪水泛濫、舊址浸沒、祠堂僅存。……詳載北山陳公「行狀」、西山真公「神道碑」。

「雲莊書院」中に劉燾兄弟の肖像を置いたのが「祠堂」であり、『雲莊書院集』卷1「雲莊書院圖」でも雲莊書院内の中央に「劉文簡公祠堂」が描かれている。しかし「雲谷」は朱熹が隱棲して晦庵を結んだ地であり、「雲莊」も朱熹の命名である。朱熹「雲谷記」⁴⁸に次のようにいう。

雲谷在建陽縣西北七十里、蘆山之顛。……乾道庚寅(六年1170)、予始得之、因作草堂其間、榜曰“晦菴”。……谷口距狹為關……西循小山而上、以達于中阜。沿上田數畝、其東欲作田舍數間、名以“雲莊”。徑緣中阜之足北入泉峽、歷石池、山楹、藥圃、井泉、東寮之西、折旋南入竹中、得草堂三間、所謂“晦菴”也。山楹前直兩峰、……行東峰之顛、下而復上、乃至絕頂。……曰“赫曦臺”。……蓋此山自西北橫出、以其脊為崇安、建陽南北之境、環數百里山、未有高焉者也。

今日の地理によれば⁴⁹、雲谷山は建陽県中部の莒口鎮の北部に走り、主峰は雲谷山(999m)、東が「赫曦台山」、南に「廬峰」(583m)、西に「西山」(633m)が対峙する。雲莊山房が崇安県の武夷山中に築かれたのではないことはこれに拠っても明らかである。そこで『宋史』本伝あるいは陳孔碩「行狀」にいう一文に返れば、「燾從(朱)熹武夷山講道讀書、怡然自適」と「築雲莊山房、為終老隱居之計」とに断句して読むべきである。「家傳」が「公從文公徜徉于山水間、讀書講道、怡然自適、親築雲莊山房於第五曲、為終老之計、後人名其地曰“小桃源”云」というのは誤りであるが、『武夷山志』はそれを踏襲してしまった。『年譜』の記載、つまり雲谷に翫月亭に築いた後に、武夷山で朱熹と交遊し、その後に雲谷の近くに別に雲莊山房を築いたとするのが最も事実合う。『宋史』や「行狀」は雲谷翫月亭の築を削除しているために雲莊山房が武夷山と直結してしまったのである。

また、雲谷の晦菴と雲莊の山房を同一視する者がいるが⁵⁰、雲谷晦菴は朱熹の故居であり、雲莊山房は劉燾の故居にして後に劉文簡祠・雲莊書院となり、「在建陽縣西二十五里之平山」であった。朱熹「雲谷記」でもすでに明らかで

⁴⁸『晦菴先生朱文公集』(四部叢刊本：嘉靖刊)卷78

⁴⁹福建省地方志編纂委員會『建陽縣志』(群衆出版社1994年)2「自然地理・山脈山峰」。

⁵⁰沈乃文「關於『事文類聚』」(『王重民先生百年誕辰紀年文集』北京図書館出版社2003年、p416)、沈乃文「『事文類聚』的成書與版本」(『文獻』2004-3、p169)「雲莊書院在崇泰里的太平山麓、即朱熹住過的廬峰雲谷之地」。『事文類聚』との関係は後述。

あるが、雲莊は「沼上田數畝，其東欲作田舍數間」、耕作可能な地であり、朱熹「雲谷二十六詠」⁵¹にも

其一「雲谷」：寒雲無四時，散漫此山谷。幸之霖雨姿，何妨媚幽獨。

其七「雲莊」：小丘橫翠几，層嶂復嵯峨。釋未閑來看，巖姿此處多。

と詠むように、雲莊は雲谷山中の盆地のような地形にあり、「小丘横翠几」が平山を指すのかも知れない。『宋劉文簡公雲莊集』巻3に収める劉燾の弟「靜齋劉先生（屋）傳」にも

上章告老，巧祠歸家，隱於平山之下，築室為終隱焉計。

とある。その地が劉燾兄弟の故居であるならば、その直系の子孫である劉欽等もそこを郷里としていたであろう。明代に至っても崇泰里には雲莊精舎があり、後裔が世居していた⁵²。宋代の記録を整合させれば、雲莊山房は劉燾の居宅であり、崇泰里馬鋪に在った平山の麓に造営され⁵³、後に故居に置かれた劉文簡祠を中心に配した子弟教育の施設、雲莊書院となった。

所期の問題に立ち返れば、劉燾は「平山」に居しており、その孫劉欽は「平山」を号としてよい。「序」にいう「平山劉欽」である。『雲莊劉文簡公文集』附録巻3「靜齋劉先生傳」つまり劉燾の子にして劉欽の父である劉屋（1168-1247）の伝によれば、「淳祐七年丁未（1247）疾卒，壽八十」であり、劉欽は官を辞して郷里で服喪していた。同一人物であれば「淳祐九年」に「序」を寄せることは容易であり、かつ疑念を残していた問題、自署に官職を冠していないこともこれで首肯できる。

しかし仮にそうであるとしても「平山劉欽」の自称にはまだ解決すべき別の問題がある。

宋代建陽における“建安”と“平山”

氏名に冠する地名は、通常の用法では、籍貫・出身地を謂い、多くが州県名で示される。たとえば前稿の表中で示した『詩集傳通釋』の木記にいう「建安劉氏日新堂校刊」等や『新刊五百家註音辯昌黎先生文集』五百家註本の刊記に

⁵¹『晦菴先生朱文公集』巻6。

⁵²聶遜「雲莊集後序」（文淵閣四庫全書本『雲莊集』p506）に「天順庚辰（四年1460）……崇泰里公之九世孫劉輝」、呉高「雲莊精舎記」（『雲莊集』附録巻2）に「劉氏十世孫曰梗，曰宗，居其間。……天順丁丑（元年）」。

⁵³劉建『大潭書』は『宋史』に拠りながら「一度歸隱武夷山中“講道讀書怡然”，而後在馬伏雲莊山房，“為終老隱居之計”（p210）と解釈する。「馬伏」と「馬鋪」は恐らく当地の音が近い。

いう「慶元六禩（六年1200）孟春，建安魏仲舉刻梓于家塾」⁵⁴、『柳文切正』の「序」にいう「紹興三十二年歲次壬午春三月十一日，建安嚴有翼序」の「建安」がそうである。ただし宋代書坊の自称する「建安」とは、宋の建寧府の附郭であった建寧府ではなく、郡名の旧名を用いたものであって実際には多くが建陽府を指す⁵⁵。したがって劉燾の孫「劉欽」であるならば、その出身地は建陽あるいは建安というべきであり、「平山」が郡県名であるならば全く異なる地となる。これも旧稿で断定を躊躇させた点であった。しかし『新刊五百家註音辯昌黎先生文集』の巻首「韓集所收評論詰訓音釋諸儒名氏」⁵⁶約150名中には次のような記載が見える。

河南穆氏：名脩，字伯長。校定『韓文』；……

新安朱氏：名熹，字元晦。議論見『韓文考異』、『晦菴文集』；……

屏山劉氏，名子翬〔翬〕，字彥沖，議論見『輿論』、『文集』；

永嘉葉氏，名適，字正則，議論見『唐鈔』；

眉山朱氏，〔名〕廷玉，撰『羅池廟碑全解』；……

臨邛韓氏：名醇，字仲韶，全解；……

建安嚴氏：名有翼，字冲甫，著『韓文切證』；

建安蔡氏，字夢弼，字傳卿，纂註『昌黎集』；……

雲谷蔡氏；名元定，季通，補註『昌黎集』；……

建安魏氏，名揆之，字元履，校證『韓柳文集』；……

この「諸儒名氏」での列記は、一見したところ定形の書式が認められるが、嚴密には統一性に欠ける。姓名に冠せられている二字は確かに地名にして出身地を示すが、劉子翬の「屏山」や蔡元定の「雲谷」は他の「河南」「新安」「永嘉」「眉山」「臨邛」のような籍貫を謂う郡県名でない。そのことは「屏山」「雲谷」の所在する郡県名「建安」が嚴有翼・蔡夢弼・魏揆之に使われていることから明らかである。「平山劉欽」の「平山」も、この劉「屏山」や先の蔡「西山」・蔡「九峰」の例のように、籍貫をいう郡県よりもさらに狭い地、郷里よりもさらにその内にある一山をもって称した用法である。しかも劉燾の孫「劉欽」は「氷壺散人」を号としたがこれとも異なる。ちなみに「屏山」劉子翬は「自號

⁵⁴『天祿琳琅書目』（上海古籍出版社2007年）卷3「宋版集部」p68。

⁵⁵肖東發「建陽余氏刻書考略」（『文獻』1984（総22）、『歴代刻書概況』印刷工業出版社1991年、p105）。

⁵⁶南京図書館蔵、「中華再造善本」（北京図書館出版社2006年）所収。

病翁]⁵⁷であった。

同じ「建安」の人でありながら、劉子翬・蔡元定を「屏山」・「雲谷」と称し、嚴有翼・蔡夢弼・魏掞之を「建安」と呼ぶのはなぜか。常識的に考えれば、「建安」区画下の地名と呼ぶのには一定の知名度がなければ通用しない。劉子翬・蔡元定は儒学者として今日著名であるが、すでに当時からそうであり、それに対して「平山劉欽」は、知名度は低いが、当時はそれで通用していたわけであるから、やはり一定の知名度があったと考えねばならない。「屏山」「雲谷」「平山」等の称は県名としても著名な「眉山」等とは異なり、あまりにローカルであるが、劉子翬・蔡元定は学者として「屏山」「雲谷」を号としていた。では「平山」はどうか。その用法は「屏山」と称されたのがじつはかの劉子翬だけでなかったことから理解される。朱熹「跋劉平甫家藏胡文定公帖」の冒頭に次のように見える⁵⁸。

屏山劉坪中甫藏胡文定公帖一卷。前兩紙，胡公與平甫伯父秘閣君蓋公之辭，而其子祠部君筆也。時秘閣守臨川，兄侍郎公守溫陵，第屏山先生稱疾不仕，胡公之子侍郎公守桐江。

わずかに70字余の短文中に「屏山」が二度見えるが、後出の「屏山先生」は劉子翬を、冒頭の「屏山劉坪中甫」はその長子を指す。屏山先生劉子翬は男子に恵まれなかったために兄の季子劉坪を後継とした⁵⁹。「屏山」の称は出身地をいう点においては籍貫に通じるものがあり、また本来は出身地にある一小山に由来するものであって号にも似るが、ここでの用法は世襲されるものであるから、一個人のみの別号というよりも、屋号のようなものである。劉坪は「屏山」を称しているが、父ほど著名であったわけではない。他の府州において「屏山劉坪」と称しても知る者は少なかったであろう。このような「屏山」「平山」の通用は当地に限定されており、建寧府内にあって劉氏諸族を区別した称、屋号の如きものであったに違いない。劉欽は建陽県崇泰里馬舗の平山麓を居とした劉燾の孫であり、この一族は「平山」の号を世襲していた。「屏山」「雲谷」も同様であり、五百家註本の編刻者「建安魏仲舉」は同じく建安の出身であったために熟知しており、そのためにこれを用いたのではないか。なお、「韓集所

⁵⁷ 朱熹「屏山先生劉公（子翬）墓表」（『朱文公文集』卷90）。

⁵⁸ 『晦庵先生朱文公文集』卷81「跋劉平甫家藏胡文定公帖」。

⁵⁹ 朱熹「屏山先生劉公（子翬）墓表」に「以侍郎公之幼子坪為後」、朱熹「少傅劉公（子羽）神道碑」に「公子三人：彭城侯（珙）為長；次璿，……早卒；次坪，從事郎，亦以公命為屏山先生後」。

收評論詁訓音釋諸儒名氏」に見られる例は、恐らく編者が用いた資料の「序」等での自称をそのまま襲用したのであろう。

「平山」がこのような特殊な用法であれば、「序」の「平山劉欽」は建陽崇泰里馬舖の平山に代々住していた朱子高弟劉燾の孫、つまり朱子の三伝弟子にして当地の名士であった劉欽（1204-1274）と見做してほぼ間違いなからう。

Ⅱ 劉怡堂と南宋建陽の劉氏書坊

では「怡堂劉君」なる人物はどうか。「平山劉欽」とは何等かの関係を有する者であり、二人が学術思想上近く、また地理的にも比較的近いであろうことは想像に難くない。旧稿ではほぼ同時代人に劉祖尹、字（号？）怡堂、浙江義烏人がいたこと、また清代版本学の先賢の多くが南宋建陽麻沙本と鑑定し、また劉氏書坊が多かったことを挙げて可能性を示唆するに止まった。本稿でも断定するに足る確証はなく、基本的にこの域を出ない。ただ、麻沙の書坊劉氏と崇泰の学者家である劉燾とその子孫との間に緊密な関係があったことを指摘し、従来南宋建陽刻書史研究を補足したい。

南宋建陽の麻沙書坊刻本

『韓集』朱校本と『柳集』音辯本の刊刻地については、前稿でも触れたように、実物をつぶさに精査している丁丙・李木斎・傅增湘等版本学の大家は麻沙坊刻本と鑑定し、『天祿琳琅書目後編』巻1「宋版首部」も二集の乾隆帝御題本について「宋麻沙本」、「今此刊者，未詳何人」⁶⁰という。当然いずれも版式・字様は固より、紙質・墨質等も考慮した上での判断である。ただし御本は元代に入ってから覆宋刊本と考えられるというのが前稿の説であった。

1) 麻沙本

鑑定にいう「麻沙本」とは一般には麻沙の書坊による刻本を指す。麻沙は建陽県の西北部に位置し、今日でも鎮名にその名を留めているが、麻沙鎮での刻書に限定したものではなく、しばしば建陽刻本というような意味で使う⁶¹。南宋建陽の書坊について祝穆『方輿勝覽』巻11「建寧府」⁶²にいう次の一文は有

⁶⁰ 『天祿琳琅書目後編』（上海古籍出版社2007年）巻1「宋版首部」p394。

⁶¹ 許道和「麻沙本」（『福建省圖書館學會通訊』1983-1、『歷代刻書概況』印刷工業出版社1991年、p438）、肖東發「建陽余氏刻書考略」（『文獻』1984（総22）、『歷代刻書概況』p106）、謝水順等『福建古代刻書』（福建人民出版社1997年、p118）、方彦寿『建陽刻書史』（中国社会科学出版社2003年、p54）。

⁶² 祝洙增訂『方輿勝覽』巻11「建寧府」（中華書局2003年、p181）。

名である。

書籍行四方：麻沙、崇化兩坊産書，號為“圖書之府”。

麻沙と崇化が区別されている⁶³。また、宋代における版權問題を告げる史料としてしばしば引かれる祝穆『方輿勝覽』末に附す咸淳二年（1266）福建運轉司「録白」⁶⁴にも次のように見える。

據祝太博（洙）宅幹人吳吉狀稱：本宅先隱士（祝穆）私編『事文類聚』、『方輿勝覽』、『四六妙語』，本官思院（祝穆の子，興化軍涵江書院山長祝洙）續編『朱子四書附録』，進塵御覽，併行于世。……狀乞給榜下麻沙、書坊、長平、熊屯刊書籍等處張掛曉示，仍乞帖嘉禾縣（旧建陽県）嚴責知委，如有此色，容本宅陳告。……右今榜麻沙、書坊張掛曉示，……

当時、南宋後期において建陽県では県治西北の麻沙・長平や西部で麻沙の南西に位置する崇化坊の書坊（地名）や熊屯などの地で刻書が盛んであり⁶⁵、さらにその中でも麻沙と書坊が最も繁昌していた。「麻沙本」とは恐らくこのような地域差に注意した鑑定ではないことを、まず確認しておかなければならない。

2) 坊刻本

また、「序」にいう「怡堂劉君」とそれを収める現存の麻沙刻本との関係を考える上で整理しておかなければならないのが出版の形態である。これについても議論があり、様々な用語が工夫されている。

⁶³ 朱熹「與黃知府書」（『朱文公文集・續集』卷7）に「縣郭近封，可保無虞。但崇化、麻沙以西一帶，素少早田」。肖東發「建陽余氏刻書考略」によれば、崇化は交通の便が悪く、崇化書坊の刻書はいったん麻沙に運ばれてから販売されたという。

⁶⁴ 祝洙増訂『方輿勝覽』（p1237）。

⁶⁵ 「麻沙書坊長平熊屯」については幾つかの解釈があり、施和金点校『方輿勝覽』（中華書局2003年）では「麻沙書坊長平、熊屯刊書籍等處」（p1237）と断句し、沈乃文「關於『事文類聚』」（『王重民先生百年誕辰紀年文集』北京図書館出版社2003年、p419）、沈乃文「『事文類聚』的成書與版本」（『文獻』2004-3、p168）が「麻沙書坊、長平熊屯刊書籍等處」と断句して「長平熊屯刊書籍等處」を「長平在麻沙西北の禾平里南部、是熊氏刻書家族的聚居地」と解釈するのは従い難い。劉建『大潭書』（文物出版社1994年、p119、p214、p283）は「熊屯」を「今莒口璋布」「古稱義寧」とする。麻沙鎮の東南に位置する莒口鎮の焦嵐村樟埠。「書坊」は村名として現存。「長平」は朱熹「答儲行之書二」（『朱文公文集・續集』卷7）に「昨日，劉居之相訪，具言麻沙事體。……梁文叔亦言長平一帶小民般運崇安早穀」、『（嘉靖）建陽縣志』卷3「封域志・鄉市」の「崇政上郷」下に「禾平里：宋為長平里、洪武十四年改今名、今の麻沙鎮の西北に位置する長坪村。劉建『大潭書』（p270）に「建陽縣志辦人員前幾年在麻沙信發現一部劉氏忠賢傳，全稱：“建州劉氏三族忠賢傳”，由唐開國公劉韜三十世孫建陽長坪劉秉鈞編撰」。

官府刻書・官刻（本）と私家刻書・私刻（本）という公・私の峻別は比較的容易であるが、宋代の私刻については、手許にあるものを見ても複雑である。早くは清・葉德輝『書林清話』は「私宅家塾」と「書坊」とに二分し⁶⁶、史梅岑（1966）⁶⁷も「家塾刻書」と「坊本」に分けるが、張秀民（1989）は「私家宅塾者、当亦為書坊」⁶⁸として一括する。李致忠（1991）は私刻書を私宅・家塾・坊肆の三類に分けるが、「家塾刻書と私宅刻書は概念上も性質上も大きな違いはない」⁶⁹とするのは葉德輝説に近い。謝水順（1997）「宋代福州の官刻と私刻」では「私刻は家塾・私宅や書坊・書肆・書棚・書籍舗等を指す。私家と個人の投資する刻書は通常では家刻本とか坊刻本とか称され、坊刻本は多くが営利を目的とする」⁷⁰と定義する。これは私刻に二義を認め、官刻に対する広義の私刻と、書坊・坊刻に対する私家での刊刻つまり狭義の私刻を区別せんとするものである⁷¹。また、「私家刻書」の中に「文人學者刻書」を考えており、朱熹を挙げて「私資で刻書し利を得る」とする⁷²。肖東發（2001）⁷³はやや特殊で私家刻・民間坊刻・書院刻（官私兼刻）・寺院刻に分ける。『中國版本文化叢書』全14冊（2002）は『坊刻本』と『家刻本』を分冊しており、『家刻本』では「官刻、坊刻、家刻」を三大系統とした上で「坊刻と家刻を混同して私人刻書とする者」、恐らく張氏説を批判して、牌記に「～家塾、～書塾、堂、～齋」等とあるものを「家刻」とし、「坊刻」を「営利目的の経営機構」とするが⁷⁴、いっぽう『坊刻本』では葉氏の説「私宅本」と「坊行本」とを引いて「家刻」と「坊刻」とを峻別しながら⁷⁵、「官刻本、家刻本も同様に流通領域に入れば、売出し

⁶⁶『書林清話』（1911年）卷3「宋私宅家塾刻書」「宋坊刻」。

⁶⁷史梅岑『中國印刷發展史』（台湾商務印書館1966年）「宋代書籍的雕印」p50-55。

⁶⁸張秀民『中國印刷史（上）』（上海人民出版社1989年；増訂版、浙江古籍出版社2006年）「宋代」（増訂版p66）。

⁶⁹李致忠「宋代刻書述略」（『中國印刷史料選輯（3）歷代刻書概況』印刷工業出版社1991年、p52、p68）。また李致忠『中國出版通史（4）宋遼西夏金元卷』（中國書籍出版社2008年）「宋代的出版機構與出版概況」（p55）では私宅・坊肆と寺院祠堂に分ける。

⁷⁰謝水順等『福建古代刻書』（福建人民出版社1997年）「宋代福州の官刻與私刻」（p55）。

⁷¹謝水順等『福建古代刻書』（p87）。

⁷²謝水順等『福建古代刻書』の「宋代建陽官刻私刻」（p84-85）。

⁷³肖東發『中國圖書出版印刷史論』（北京大學出版社2001年）。また肖東發『中國出版圖史』（南方日報出版社2009年）では官刻以外に私刻（家刻・家塾刻）・坊刻・寺院刻書（寺觀刻書・書院刻書）に分ける（p122-p131）。

⁷⁴任繼愈主編・王桂平著『中國版本文化叢書・家刻本』（江蘇古籍出版社2002年）（p4右）。

⁷⁵任繼愈主編・黃鎮偉著『中國版本文化叢書・坊刻本』（p5右）。

利益を得る』⁷⁶として目的と実態の不分明を説き、また『宋本』では魏隱儒⁷⁷・李致忠・肖東發三氏の説を引いた上で官私の二類として私宅刻（私刻）・書坊刻および寺院等民間機構を一括して「民間刻書」とする⁷⁸。方彦寿（2003）は私家刻書を学者型と家塾型の二類に分け、具体的には朱熹等を「学者型私家刻書」、牌記に「～家塾、～堂、～宅」等とあるものを「家塾型私家刻書」と呼ぶ⁷⁹。「～堂、～宅」等に拠る判断は客観的にして容易ではあるが、牌木の残っているものは極めて少ない。「文人學者刻書」は「学者型私家刻書」に相当する。最近では楊玲（2012）は私刻本を家刻・家塾刻・坊刻の三類に分けるが、家刻（また私宅）本・家塾刻本を「概念上・性質上ともに大きな違いはない」⁸⁰とするのは李致忠説を受けたものであろう。同一学者であって説に変化が見られるが一応まとめれば次の表のようになろう。

宋刻書分類		官	私				
葉德輝		官刻		私宅	家塾	書坊	
史梅岑		官刻		家塾刻書		坊本	
張秀氏		官刻		私家、宅塾 = 書坊			
魏隱儒		官刻		家刻		坊刻	
				私家	家塾	書商	
李致忠		官刻		私刻			民間
				私宅	家塾	書坊	寺觀等
謝水順		官刻		私刻			
				私宅	家塾	書坊	
方彦寿		官刻		私家刻書		書坊	
				私宅	家塾		
肖東發		官刻	書院	私刻		坊刻	寺院道觀等
					家刻		
任繼愈	家、坊	官刻		家刻		坊刻	
	宋本			民間刻書			
				私宅 = 私刻		坊肆	寺觀等
楊玲		官刻		私刻		坊刻	民間
				家刻	家塾		寺觀等

⁷⁶ 任繼愈主編・黃鎮偉著『中國版本文化叢書・坊刻本』（p4左）。

⁷⁷ 『中國古籍印刷史』（印刷工業出版社1988年）。

⁷⁸ 任繼愈主編・張麗娟著『中國版本文化叢書・宋本』（p18右）。

⁷⁹ 方彦寿『建陽刻書史』（中国社会出版社2003年、p63）。

⁸⁰ 楊玲『宋代出版文化』（文物出版社2012年、p84）。

南宋の刻書者の形態分類は、諸説紛然たるように、草創期にあつて渾然として不分明な実態のために困難である。たとえば穆脩（979-1032）が編刊（天聖九年1031）した『柳集』45巻本が開封相国寺の前で自ら販売し、校勘の完璧を誇示したという逸話が北宋で有名であるように⁸¹、「学者型私家刻書」の自営営利の形態、いわば自費出版はすでに北宋初期で広まっていた。穆脩は刻工ではなく、プロデューサーであり、オーナーである。穆脩や朱熹は固より、進士あるいは資蔭によって仕官していた者は工でも商でもなく、制作作業は書坊が担当していた。「家刻」に営利目的を認めれば『坊刻本』が懸念するように坊刻との区別を明確にし難く、結局は張秀民説が一括した結論と同じになる。また、書院を含む家塾・私家や官府等の公的機関の刊行といえども、しばしば建陽の書坊に依託した。営利の有無や刻書先で類別するよりもむしろ出資元の方を基準として官刻・私刻・坊刻等を区別する方が合理的であろうが、家塾と坊刻の区別はなお困難である。たとえば南宋・劉元起（字は之間）は『漢書』『後漢書』を彙刊しているが⁸²、『漢書』に「建陽劉元起刊于家塾之敬室」の牌記を有して家塾刻本であることを明記し、また

書肆所刊，祇今之世俗字耳，識者恨之。今得宋景文公所校善本，……今一依是本謄寫，故於注解之下，凡景文公所附者，悉從附入，……慶元嗣歲端陽日，建安劉之間謹識。

という識語も自ら「書肆所刊」と区別する点から、「家塾」刻本のものであるが、『後漢書』にも「建陽劉元起刊于家塾之敬室」とあり、

本位今得京、蜀善本，參校謄寫，的無舛誤。刻梓以傳，天下學士，伏幸詳鑒。慶元戊午（四年1198）良月，劉元起父謹識。

というのは販売・流通が強く意識されている。

そもそも書籍の刊行には出資・制作・販売・流通等いくつかの過程と側面が

⁸¹ ただし伝承には相違する所があり、蘇舜欽「哀穆先生文」に「後得柳子厚文，刻貨之，值售者甚少，逾年積得百緡」、大儲けしたといい、『楊文公談苑』に「晩年得『柳宗元集』，募工鏤板，印數百帙，携入京相國寺，設肆鬻之。……自是經年不售一部」、『東軒筆録』卷3に「募工鏤板，印數百帙……自是經年不售一部」、売れなかったという。また、『曲洧舊聞』卷4に「（穆脩）始得韓、柳善本，大喜。……欲二家文集行于世，乃自鏤板鬻于相國寺」、刻工・印工等を解雇したのではなく、自身で刊刻したように表現されているが、実際ではなかろう。詳しくは前稿「『増廣註釋音辯唐柳先生集』『朱文公校昌黎先生集』合刊初考（上）」（『島大言語文化』38、2015年、p40）。

⁸² 平中茶次「米澤の宋版前後漢書について」、『漢書・国宝 宋慶元本』（朋友書店1977年）所収（p15）。

あり、さらに制作作業中の一つが校正であり、諸本諸註を集めて取捨選択する輯注の作業があり、さらに編集や企画、それ以前の資料調達・刻工手配等々がある。企画・校正・輯注等は刻字・雕版・印刷・製本等の直接生産労働とは異質で、一定の学識を必要とする頭脳労働に属す。これに携わったのが「学者型私家刻書」ということになろうが、建陽には特異な状況があり、元明の出版業を発展させた。それは『韓』『柳』二集にも窺うことができる。

3) 坊刻本『韓』『柳』二集

『韓集』朱校本の方には次のような刊記があった。

今本宅所刊係將南劍州官本為據，併將「音釋」附正集焉，使觀者一目可盡，而文義粲然，亦先生（王伯大）發明此書之本心也，幸鑒。

この「本宅」は、南劍州の官刻本『朱文公校昌黎先生集』（宝慶三年1227）で各卷末に附せられていた王伯大（?-1253）編輯の「音釋」部分を解体して正文中の関係語句下に編入した。つまり読者の便を図って編集した刊刻であり、書坊の刊記と見做してよい。ちなみに「南劍州」は宋名であり、建寧府の西南に隣接する。ともに福建路に属す。州治は今の南平市。宋末にあたる景炎三年、元朝の前至元十五年（1278）に南劍路に、さらに大徳六年（1302）に延平路に改名された。

『韓集』にはすでに多くの輯註本があり、かつ正文下編入本も通行していた。『新刊五百家註音辯昌黎先生文集』がその例である。この五百家註本には
慶元六禩（1200）孟春，建安魏仲舉刻梓于家塾

という牌記があり⁸³、坊刻本とは区別して家塾刻書の例としてしばしば挙げられるが⁸⁴、すでに「四庫提要」が審定しているように「當時の坊本」⁸⁵と見做してよい。まず書名に『新刊五百家註音辯……』と称して人目を奪う。巻首に

⁸³ 『天祿琳琅書目』卷3「宋版集部」の「新刊五百家注音辨昌黎先生文集」（上海古籍出版社2007年、p68）。

⁸⁴ 葉德輝『書林清話』卷3「宋私宅家塾刻書」、謝水順等『福建古代刻書』（p78）、方彥寿『建陽刻書史』の「家塾型私家刻書」（p90）。

⁸⁵ 『欽定四庫全書總目』卷150に「書前題「慶元六年刻於家塾，實當時坊本也。首列「評論、詰訓、音釋諸儒名氏」一篇，自唐燕山劉氏迄類人王氏，共一百四十八家。又附以「新添集注五十家」……「考異十家」，統計只三百六十八家，不足五百之數。而所云新添諸家，皆不著名氏，大抵虛構其目，務以炫博，非實有其書。即所列一百四十八家，如皇甫湜、孟郊、張籍等，皆同時唱和之人，劉昫、宋祁、范祖禹亦僅撰述『唐史』，均未嘗詮釋文集。乃引其片語，即列為一家，亦殊牽合。蓋與所刊『五百家注柳集』，均一書肆之習氣」（中華書局1997年、p2007）。

「韓集所收評論詁訓音釋諸儒名氏」と題して約150人を列挙し、さらに末には
 新添集註五十家；新添補註五十家；新添廣註五十家；新添釋事二十家；新
 添補音二十家；新添協音十家；新添正誤二十家；新添考異十家；新添皆逸
 姓氏，總計五百餘家。

として「五百家」もの集註であることを誇示する。「五百餘家」という端数の表示も信憑性を訴える手法である。「五百餘家」を「五百家」とするのは好いとしても、試みに総計してみれば370家に過ぎない。既存通行の「百家」註本に対抗して註をさらに増益して新を標榜したのである。「新添皆逸姓氏」は恐らく魏仲挙（名は懷忠）自身の加えたものであろう。「新刊」といい、「五百家」といい、150人ももの氏名の列記と8回もの「新添……」の反復による周到な各註の列挙などには、執拗なまでの広告性が感じられ、しかもそれは誇大広告であって、書籍は完全に商品化されている。また魏仲挙は『韓』・『柳』二集の合刊のみならず、『三國六朝五代紀年總辨』28卷なる受験参考書ともいべき書まで刊刻している⁸⁶。「刻梓于家塾」と称していても、様々な魅せる工夫は販売意欲の旺盛を示すものであり、営利目的以外の何物でもない。また、『唐書』の牌記には「建安魏仲立宅刊行，收書賢士，伏幸詳鑒」⁸⁷とあり、この魏仲立は魏仲挙の兄弟だとするのが通説である⁸⁸。

『柳集』の書名は「増廣註釋音辯唐柳先生集」である。「増廣註釋音辯」も書坊刻書の書名に多く見られる⁸⁹。劉欽の「序」に紹介している。

⁸⁶ 『欽定四庫全書總目』卷89「史評類存目」の『三國六朝五代紀年總辨』に「前有開喜丁卯（三年1207）吳奐然序，稱「魏君仲舉比求到永嘉朱先生『三國六朝五代紀年總辨』，循『通鑑』，按前史，而為之辨論，詞語敬拔。侍郎葉公正則亦稱此書事理融會，今昔貫通」云云。案『文獻通考』載『紀年統論』一卷、『紀年備遺』卷一百卷，……與此不符。……考魏仲舉乃建陽書賈，今『五百家注韓柳文集』即出其家，蓋以刊書射利者。……仲舉于『紀年備遺』之中，摘刊割據戰伐之二十八卷，以備程試答策之用」（p1174）。

⁸⁷ 林申清『宋元書刻牌記圖録』（北京図書館出版社1999年）「家刻」（p9）「圖録」（p46）。

⁸⁸ 葉德輝『書林清話』卷3「宋私宅家塾刻書」に「此與魏仲舉或兄弟也」、方彥壽「閩北劉氏等十四位刻書家生平考略」（『文獻』1991-1）は『鉅鏞魏氏宗譜』（清・光緒刊本、今存建陽書坊魏孝瑞家）に拠って崇化書坊に在った富学堂魏齊賢と魏仲挙と魏仲立を「與此『鉅鏞魏氏』有可能是同一家族」（p223）。謝水順等『福建古代刻書』（1997年）はさらに南宋建安魏仲卿刊『百家注分類東坡先生詩』・『王狀元（十朋）集諸家注分類東坡先生詩』（p72）を挙げて仲挙・仲立・仲卿を「與魏齊賢『鉅鏞魏氏』有可能治是同一家族」（p99）とするが、「仲卿」は「忠卿」の誤字である。日本宮内庁書陵部所蔵『王狀元集百家注分類東坡先生詩』の牌記に「建安魏忠卿/刻梓于家塾」。

⁸⁹ 王永照「作品、産品與商品」（『文學遺產』2007-3）に「類編」、「増廣」、「大全文集」の名目，帶有書買射利的廣告色彩」。葉德輝『書林清話』卷1「刊刻之名義」に「蓋一時風氣，喜用

音釋之有正有訛，籛校之或詳或略，則不可以無辨。今怡堂劉君之於是編參攷諸說，會其至當，雖不加一辭，而是否之間瞭然易見。是豈非能愛之重之而會之於心也歟。

つまり文字文章の音や義について自ら註釈を作ったり、自ら考異校勘したりするのではなく、すでに存在し通行する諸家の音釈・校正を収集し、それらを斟酌し、取捨選択して編集するものであった。書名に「増廣註釋音辯」を冠した所以である。

北宋の校正時代を経て南宋では州県学や家塾・私宅において単註本が刊行されるようになり、さらに中期に至ると営利追求する書坊が販路拡大を企図してそれらを収集して合註本・輯註本として刊行することで発展していく。南宋の書坊は営利を企図してこのような方法を採用し、このような書名を使う。書籍の商品化の拡大である。『柳集』にはすでにいくつかの輯註本、いわゆる百家註本・五百註本が通行していたが、それぞれ諸註の採用には偏向あるいは創新があり、たとえば百家註本では孫汝聽註を、五百家註本では蔡夢弼註を多く採ったが、まだ採られていないものがあって、音辯本の場合は潘緯註や朱熹註であった⁹⁰。

このように五百家註本と同様に販売を意識した工夫が認められるのみならず、同じく建安の同業者魏氏の刊刻の後にあつて「註釋音辯」に「増廣」を冠して「五百家註音辯」に対抗せんとした刊行である。ただし、自ら諸本諸註を比較対照し取捨選択して編集・校正等をしているから、単なる書坊ではなく、先の分類を適用すれば「文人學者刻書」「學者型私家刻書」ともいえるが、魏氏五百家註本がすでにそうであったように、このような融合が南宋の建寧府における書坊経営の形態であった。

4) 南宋建陽の劉氏書坊と成書過程

では、『韓集』朱校本の刊記にいう「本宅」と『柳集』にいう「怡堂」とは同一書坊であろうか。恐らく異なる。前者は書坊であるが、後者はそうではなからう。

まず、「～堂」の称は先に挙げた版本学者の大方の分類に矛盾しない。麻沙

何種文辭，遂相率而為雷同之語。勝代至今四五百年，書坊刻書，皆曰繡梓，亦有用新刊字者」。

⁹⁰ 拙稿「南宋淳祐九年劉欽序劉怡堂輯註『増廣註釋音辯唐柳先生集』四十五卷12行本考」（『島大言語文化』33、2012年）。

本であることに加えて「序」にいう輯註形態、書名および先行する建陽魏仲举刻本との関係等、さらに書坊をいう「～堂」を称するとならば、麻沙書坊と断定してよかろう。先に元・明において建陽劉氏が著名な書坊であったことを検証したが、その始まりは宋代にあった。今日の研究によれば、刻書に携わった南宋建陽の「劉氏」としては以下のものが知られている⁹¹。

南宋建陽劉氏刊行書籍	「木記」	縣内
『新唐書』（紹興三〇年 1160） ⁹² 『類編增廣黃先生大全文集』（乾道間） ⁹³	「麻沙鎮水南劉仲吉宅」 ⁹⁴ （劉大成，字仲吉，劉崇之父） ⁹⁵	麻沙
『後漢書』（隆興二年 1164） 『漢書』（乾道三年 1167）	「本宅……麻沙劉仲立」 ⁹⁶	
『尚書詳解』（淳熙間 1174-1189）	麻沙劉氏書坊 [劉智明]	麻沙
『大易粹言』（淳熙間） 『附釋音毛詩註疏』 『附釋音禮記註疏』	「建安劉叔剛宅鏡梓」 ⁹⁷ 「劉氏文府」「叔剛」「桂軒」「一經堂」 ⁹⁸	麻沙
『漢書』（慶元元年 1195） 『後漢書』（慶元四年）	「建安劉元起（之間）刊于家塾之敬室」 ⁹⁹	麻沙
『皇朝文鑑』（嘉泰間 1201-1204）	「麻沙劉將仕（仲吉次子劉立之）宅」 ¹⁰⁰	麻沙
『童溪王先生易傳』（開禧元年 1205）	「建安劉日新宅鏡梓於三桂堂」 ¹⁰¹	麻沙

⁹¹ 張秀民『〔増訂版〕中國印刷史（上）』（p67）、方彦寿『建陽刻書史』（p81、p92）、『福建省志・出版志』（p159-190）等。

⁹² 今佚。方彦寿『建陽刻書史』p83。

⁹³ 『第一批國家珍貴古籍名錄圖録（4）』（國家図書館出版社p344）#01113。

⁹⁴ 林申清『宋元書刻牌記圖録』（北京図書館出版社1999年）「家刻」（p8）「圖録」（p40）。

⁹⁵ 方彦寿「建陽劉氏刻書考（上）」（『文獻』1988-2、p199）、方彦寿『建陽刻書史』p85。詳しくは後述。

⁹⁶ 『木犀軒藏書題記及書録』（北京大学出版社1985年、p96左）、方彦寿『建陽刻書史』p94。

⁹⁷ 台湾・中央図書館蔵#00050。『國家圖書館善本書志初稿・經部』（國家図書館編印1996年p14右）、『國家中央圖書館善本序跋集録』（國立中央圖書館編印1992年p23）によれば、程九萬の淳熙四年（1177）跋あり、「構、慎」缺筆、「敦、擴」不缺筆。孝宗（昚）淳熙年間（1174-1189）の刻か。

⁹⁸ 台湾・中央図書館蔵#00235。『國家圖書館善本書志初稿・經部』（國家図書館編印1996年p70右）、『國家中央圖書館善本序跋集録』（國立中央圖書館編印1992年p163）。

⁹⁹ 『中國版刻圖録』（文物出版社1960年）「目録」（p38）「圖録一八二」、林申清『宋元書刻牌記圖録』（北京図書館出版社1999年）「家刻」（p9）「圖録」（p45）、『第一批國家珍貴古籍名錄圖録（2）』（國家図書館出版社p142）#00403、『木犀軒藏書題記及書録』（北京大学出版社1985年、p93右）、『漢書・國寶 宋慶元本』、朋友書店1977年影印；『涉園所見宋版書影（第二輯）』（北京図書館出版社2003年『珍稀古籍書影叢刊之三』、p148）。方彦寿『建陽刻書史』（p87）は劉元起を麻沙人とする。

『中興以來絶妙詞選』（淳祐九年 1249） ¹⁰²	建陽劉誠甫	
『増廣註釋音辯唐柳先生集』 『朱文公校昌黎先生集』	怡堂劉君輯註、平山劉欽序（淳祐九年）	？
『古今合璧事類備要』（宝祐五年 1257）	建安劉德亨	
『纂圖分門類題五臣注揚子法言』 ¹⁰³ 『音註河上公老子道經』 ¹⁰⁴	「麻沙劉通判（復言）宅仰高堂」 ¹⁰⁵	麻沙
『監本纂圖重言重意互注論語』 『禮部韻略』（？）	建陽「劉氏天香書院之記」 ¹⁰⁶	
『鉅宋廣韻』（？）	「麻沙鎮南劉仕隆宅」 ¹⁰⁷	麻沙

たしかに劉氏書坊で「麻沙」を名乗るものが大半を占めるが、この中に「怡堂」の名は見えない。そこで新たな発見として追加すれば造作ないことであるが、いくつかの点で躊躇される。

まず、逆に「怡堂」が書坊として知られていないのはそのような書坊がなかったからではないのか。ただし今日知られる史料は極限られたものに過ぎない。また著名・大規模な書坊ではなかったとも考えられる。

次に、たしかに書坊で「～堂」を称するものは多く、三桂堂・仰高堂・一經堂というのがそれであるが、しかしこれらの例からもわかるように、「怡堂」のような二字の書坊名は珍しい。「～堂」の称は、一般的に考えて、名ではなく、号か字である。劉祖尹の字（号？）が怡堂であった。また、熊禾が学んだ「敬堂劉先生」¹⁰⁸も二字であるが、朱子学者であって書坊ではない。たしかに「～堂」の類は書坊の名に多いが、逆は必ずしも真ならずである。

そもそもこのような『韓集』朱校本と『柳集』音辯本の并修彙刊には一定の

¹⁰⁰ 北京大学図書館蔵、『第一批國家珍貴古籍名録圖録（5）』（國家図書館出版社p65）#01226。方彦寿「建陽劉氏刻書考（上）」（『文獻』1988-2、p199）、謝水順等『福建古代刻書』（p76）。

¹⁰¹ 『天祿琳琅書目後編』卷3「宋版經部」（上海古籍出版社2007年、p402）、中国国家図書館蔵、『第一批國家珍貴古籍名録圖録（1）』（國家図書館出版社p226）#00204。

¹⁰² 中国国家図書館蔵、『第一批國家珍貴古籍名録圖録（5）』（國家図書館出版社p97）#01256。

¹⁰³ 中国国家図書館蔵、『第一批國家珍貴古籍名録圖録（3）』（國家図書館出版社p47）#00596。

¹⁰⁴ 『天祿琳琅叢書』第1輯（故宮博物院影印1931年）。

¹⁰⁵ 方彦寿「建陽劉氏刻書考（上）」（『文獻』1988-2、p199）、方彦寿『建陽刻書史』p84。

¹⁰⁶ 『第一批國家珍貴古籍名録圖録（2）』（國家図書館出版社p72）#00327。

¹⁰⁷ 方彦寿『建陽刻書史』p83。日本所蔵の孤本であったが、2011年のオークションに出品され1,300余万人民币で、さらに2012年に3,450万人民币で某中国機関が購入。

¹⁰⁸ 熊禾「送胡庭芳序」、『全文（18）』（江蘇古籍出版社2000年）卷587、p519。

教養が必要である。同一書坊が行なったとしても、編集作業としてはただ糊とハサミだけでなく、註と正文の内容理解が前提となる。単註本を如何に解体してどの位置に配するか、そのためには註文の取捨選択という高度な頭脳作業が必要である。建陽の書坊はそのような人材を擁していた。後の元明の記録ではあるが、前稿でも挙げた

劉文錦：字叔簡。……博學能文，教人不倦，平居多所著述，凡書板磨滅，賴校正刊補，尤善於詩。……雖未用世，亦足以垂不朽¹⁰⁹。

劉剡：字祖章，自號仁齋，崇化人，世居書坊，博學不仕。凡書坊刊行書籍，多剡校正，嘗編輯『宋元資治通鑑節要』等書，行于世。卒年七十。¹¹⁰

という建陽の劉氏たちがそうである。劉叔簡は元代の日新書堂であり、『春秋胡氏傳纂疏』（元至正八年1348）等の刊がある。劉剡は明・初期の人、『讀通鑑法』『資治通鑑釋例』、『新編纂注資治通鑑外紀増義』（宣德三年1428）、『增修附注資治通鑑節要續編』（景泰三年1452）王氏善敬書堂刻、『詳說古文真寶大全』等を校正・編輯した。前稿では、元の日新書堂と明の善敬書堂が同じく建陽の書坊にして『韓』『柳』二集を合刊したことを指摘した。

早くは南宋建陽の劉仲吉・劉立之にも窺うことができる。周必大「朝請郎致仕劉君大成（1131-1202）墓誌銘」（嘉泰三年1203）¹¹¹にいう。

嘉泰二年……劉君卒。二子朝議大夫主管華州雲臺觀崇之、將仕郎立之，以奉議郎新通判歸州事某狀來請銘。君諱大成，字仲吉。其先京兆萬年人。九世祖翱，唐末為建陽尉，值中原亂，占籍縣之麻沙鎮，子孫登儒科者相望。曾祖植，妣葛氏；祖祐，妣江氏、吳氏。父南夫，妣虞氏，力學積善，儲祉後人。父預賓貢而歿。君天資爽邁，入小學賦詩有警句，已乃不利屋場，閉門教子。淳熙乙未（二年1175），崇之登第。……一兄復早世，教育孤姪，不折爨者三十年。……性嗜書，手不釋卷，前輩文集，晝夜編纂。或質疑

¹⁰⁹ 『〔景泰〕建陽縣志』（四庫全書存目叢書・史部176、齊魯書社1996年）卷3「名人賢士」（21b）、『〔嘉靖〕建陽縣志』（天一閣明代方志選刊：上海古籍書店1962年）卷12「列傳・儒林類」。

¹¹⁰ 『〔弘治〕建陽縣志續集』（四庫全書存目叢書・史部176、齊魯書社1996年）「人物・文苑」（26b）、『〔嘉靖〕建陽縣志』卷11「列傳・人物類」（4a）。

¹¹¹ 「建陽劉氏刻書考（上）」（p199）には『劉氏忠賢傳』卷1「太中公大成傳」なるものを引くが、同文は周必大「朝請郎致仕劉君大成墓誌銘」（『全宋文（233）』卷5191、p111）に見える。

義，應答如響。禁度曠達，輕財重義，里中推為長者。九被恩封，自承事階極於員外郎。享年七十有二。……二子（崇之、立之）……；孫男二人：綸、純；孫女三人。

かれら麻沙を本拠とする劉氏も代々科挙登第者を輩出する学者家であり、劉仲吉もそのような環境にあって文才を有していたが、科挙に失敗して仕官を断念し、郷里での子弟教育にまわり、ついに長子の劉崇之を登第させた。『新唐書』等の出版については明記がないが、「前輩文集，晝夜編纂」はそれを想像させる。諸書を出版したのは子弟一族の教育のためであるから「劉仲吉宅」刻書本とは家塾本というべきであろうが、『類編増廣黃先生大全文集』の牌記には¹¹²

麻沙鎮水南劉仲吉宅近求到『類編増廣黃先生大全文集』，計五十卷。比之先印行者增三分之一，不欲私藏，庸鐫木以廣其傳，幸學士詳鑒焉。乾道端午識。

とあるから、明らかに販売目的の刻書であり、仕官していない劉仲吉は恐らく刻書で生計を立てていた。また、「一兄復早世」という兄は、ほぼ同じ時期に『後漢書』等を刊行している劉仲立ではなかろうか。『後漢書』の牌記にも¹¹³

本宅依監本寫作小板大字，鼎新雕開，的無只字舛訛，幸天下學士精鑒。隆興二祀（1164）冬至，麻沙劉仲立咨。

とある。さらに、次子の劉立之も『皇朝文鑑』等を刊刻している。本来は兄と同じく科挙を受けた、あるいはそれを目指したと思われるが、結果として父の家業たる刻書業を継いでいるわけである。劉崇之の子劉純（?-1230）は「襲父蔭」して仕官を得ている¹¹⁴。劉純の兄弟あるいは従兄弟の劉綸が刻書を継承したかどうか不明ではあるが、南宋における麻沙の劉氏一族の間には官吏を輩出する一方、刻書を生業とするという形態が存在していたことが知られる。しかし劉怡堂をただちにこの麻沙劉氏と見做すことはできない。

先ず、劉欽「河東柳先生文集後序」との不整合の問題がある。「後序」によれば怡堂が用いたのは「河東柳先生文集」なのであって、「増廣註釋音辯」ではない、つまり宣伝効果を狙ったものではない。「増廣註釋音辯」本は45卷本

¹¹² 『第一批國家珍貴古籍名録圖録（4）』#01113『類編増廣黃先生大全文集』牌記（p344）。方彦寿『建陽刻書史』p85に引くが脱字あり。

¹¹³ 王国維『傳書堂藏書志（上）』（上海古籍出版社2014年、p169）に引くが誤字あり。

¹¹⁴ 『靖嘉縣志』卷2「封蔭例授等表」。

の系統にあり、「河東柳先生文集」とは沈晦編45巻本「四明新本『河東先生集』」（政和四年1114）を底本としての呼称である。また「後序」でありながら、現存本では、北京大学に蔵する刊本、金澤文庫旧蔵の鎌倉期の鈔本、いずれも巻首に配している。つまり「増廣註釋音辯」本は怡堂と書坊による二段階の編集を経ての成書である。

これらの矛盾を勘案すれば、現存刊本『増廣註釋音辯』は坊刻本には違いないが、一定の教養を有し、怡堂を号とする劉氏がいて輯註を行ない、しかる後に建陽の某書坊がそれを基にして若干増益し、書名に「増廣註釋音辯」なることを標榜して商品とした。二集についていえば、先ず王伯大による『韓集』の輯註編集と劉怡堂による『柳集』の輯註編集があり、その後に建陽書坊がこの二集を得て、版式や諸氏の「序」の配置など体裁の統一と若干の改易や増益を加えて、五百家註本の二集に対抗した編集を行ない、刊刻した、という二段階の過程を経て成立している。

南宋麻沙書坊と劉日新“三桂堂”

以上、刻書出版の形態と麻沙刻本『韓』『柳』二集の成立の過程を整理した上で、劉怡堂と書坊とを分けて考えれば、劉怡堂については確証を得ないが、書坊については、現存本が外観上明らかに南宋麻沙刊本であるならば、先ず挙げるべき候補が三桂堂である。前掲の表中『童溪王先生易傳』（開禧元年1205）の木記に

建安劉日新宅鋟梓於三桂堂

とあったのがそれである¹¹⁵。

1) 『韓』『柳』二集の宋刊本の字様や版式も『童溪王先生易傳』本によく似ている¹¹⁶。ただし広く“麻沙本”の特徴であるともいえる。

2) 書坊“三桂堂”の主人は“劉日新”である。前稿で見たように『韓集』朱校

¹¹⁵ 李致忠『宋版書叙録』（書目文獻出版社1994年p42）、『第一批國家珍貴古籍名録圖録（1）』（國家図書館出版社2008年）#00204『童溪王先生易傳』（p226）。遼寧図書館蔵、本来は乾隆帝の蔵書であり、『天祿琳琅書目後編』巻2「宋版經部」（p402）『童溪王先生易傳』に「自序後有墨印三：……一曰“建安劉日新宅鋟梓於三桂堂”。……又有林焯炳叔「序」：……開禧更元（1205）、劉君日新將以『童谿易傳』膏馥天下後世」という。方彥壽『建陽刻書史』に「連劉氏三桂堂的主人劉日新之名在譜系中都查不到（譜系中有一劉日新，係明代嘉靖間人，與宋代劉日新無關）」（p113）。その「譜系」は未見であるが、明「嘉靖間」の「劉日新」は「劉氏日新堂」の誤とは考えられないか。

¹¹⁶ 『第一批國家珍貴古籍名録圖録（1）』（國家図書館出版社p226）#00204。版匡19.2cm×12.8cm、半葉14行、行24字、左右双辺；版心細黒口、及黒魚尾（相隨）。

本12行本を13行本に改版して重刊した「日新書堂」は元の建陽劉氏であり、『春秋胡氏傳纂疏』（1348年）の木記にも「建安劉叔簡栞于日新堂」とあった。先に挙げた「劉文錦：字叔簡。……凡書板磨滅，頼校正刊補」という人物である。元の建陽書坊に劉氏日新堂があり、それは南宋の三桂堂劉日新に由来する命名ではなからうか。

元・明の建陽には子孫が父の字や別号を書坊の堂名とする習があった。余志安の勤有堂は父余文興の号の勤有居士に、余象斗の双峰堂は父余孟和の号の双峰に、劉龍田の喬山堂は父劉福榮の字喬山に由るという¹¹⁷。元の劉氏日新堂が南宋の三桂堂劉日新と同じく建陽の書坊であるならば、その子孫である可能性は高い。南宋の書坊、劉日新の子孫が、分家する過程で、書坊として日新堂を名乗ったことも考えられる。ならば、南宋の劉氏怡堂は、南宋の劉日新三桂堂と元の劉氏日新堂との間にあるからその直系ではないとしても、三桂堂の分家の一つであった可能性がないわけではない。劉日新三桂堂とはいかなる書坊であったのか。

3) 最近の『族譜』研究によれば、麻沙は劉氏が、崇化は余氏が中心であったという¹¹⁸。しかも南宋の劉氏“三桂堂”は、麻沙の書坊であり、建陽劉氏の刻書は多く三桂堂が担当したようである。

劉珩は父の作を拾遺して『屏山先生文集』20巻を編集したが¹¹⁹、「麻沙の“三桂堂”書肆は劉氏刻書の地であり、劉屏山の子である劉珩と合作した」¹²⁰、つまり『屏山先生文集』を刊刻した。また、「劉燾は『雲莊集』を撰した。劉燾、字は晦伯、建陽劉氏の十二世孫。宋学者朱熹の門生であり、「論語發微序」・「孟子要略序」・「論語詳説序」を書いた。この四つの書はみな三桂堂書肆の雕版である」¹²¹。四書は劉燾撰『雲莊集』、徐君孜撰『論語發微』、朱熹撰『孟子要略』・

¹¹⁷ 謝水順等『福建古代刻書』（p188）。

¹¹⁸ 肖東堯「建陽余氏刻書考略」（『文獻』1984（総22）、『歷代刻書概況』p90）、方彦寿「建陽劉氏刻書考（上）」（『文獻』1988-2）・「建陽劉氏刻書考（下）」（『文獻』1988-3）・「閩北劉氏等十四位刻書家生平考略」（『文獻』1991-1）、方彦寿『建陽刻書史』（p86）、劉建『大潭書』（文物出版社1994年、p121）。

¹¹⁹ 胡憲「屏山集序」（紹興三十年1160、『全宋文（176）』卷3853、p179）、朱熹「書『屏山先生文集』後」（乾道九年1173、『晦庵先生朱文公文集』卷81）。

¹²⁰ 許道和「麻沙本」（『福建省圖書館學會通訊』1983-1、『歷代刻書概況』印刷工業出版社1991年、p438）、また謝水順等『福建古代刻書』（福建人民出版社1997年、p96）にもほぼ同文が見えるが、許氏論文に拠ったものであろうか。劉建『大潭書』（文物出版社1994年）にも「宋著名的刻書作坊有：……麻沙劉氏“三桂堂”」（p123）。

¹²¹ 許道和「麻沙本」（p438）。また、黃鎮偉『中國版本文化叢書・坊刻本』（江蘇古籍出版社

『論語詳説』を指す。「当時の“三桂堂”は校勘や編集に従事する者を招来しており、経部8人、史部6人、さらに印刷に従事する職人16名を雇用していた」¹²²。

いずれも今日に伝わる『麻沙劉氏族譜』巻4に見えるという¹²³。本書は未見であり、その真偽および劉怡堂の名の有無は、残念ながら確認できないが、可能性は排除できない。

三桂堂書肆雕版という四書の内、劉燾『雲莊〔劉文簡公文〕集』を除く、他の『論語發微』『孟子要略』『論語詳説』の「序」は、劉燾『雲莊集』（嘉靖間補刻本）中にも収められているが、またすべて真徳秀の文集（『西山真文忠公文集』）にも収載する。ただし現存する『真徳秀文集』の足本はいずれも明刊本であり、残存する元刊本は「記」巻の一部のみであって¹²⁴、収載の有無は確認できない。これに限らず『雲莊集』は真徳秀の作が大半を占めており、捏造説の生まれる所以となっているが、現存足本はどれも明中期の正徳・嘉靖間の建陽刻本が最も早い¹²⁵。さらにいえば、捏造を説く者は指摘していないから未見のようであるが、『雲莊集』20巻本の十世孫劉梗「後序」（天順三年）¹²⁶にはすでに

中間詩詞多與世傳真西山之作相類，蓋文簡與西山同出朱文公之門，同仕于朝，所以其學同而其文亦類也。

2002年、p23)にはほぼ同文が見える。

¹²² 許道和「麻沙本」p438。劉建『大潭書』も三桂堂を例にして「有經、史部編輯人員14人、雕版印刷工人56人」（p124）といい、人数が一致しない。方彦寿『建陽刻書史』は「16個或56個“雕版印刷工人”的記載純屬子虛烏有」（p113）とする。

¹²³ 許道和「麻沙本」に所載先の具体的な記載がないが、謝水順等『福建古代刻書』にいう「福建省圖書館藏『劉氏族譜』」（p75）、方彦寿「建陽劉氏刻書考（上）」（『文獻』1988-2）「宋代劉氏刻書的興起」にいう「麻沙元、利二房合修的『劉氏族譜』……重修于光緒庚辰（1880），共十二巨冊，前十冊以譜系為主，不分卷，後二冊又稱『建州劉氏忠賢傳』，共十卷」（p197）と同じであろう。『中國家譜綜合目錄』（中華書局1997年）に「12906：麻沙元利二房劉氏族譜附建州劉氏忠賢傳」十卷：清光緒六年（1880）重修本、十二冊、福建建陽縣麻沙鎮水南村」（p633左）。また劉建『大潭書』（文物出版社1994年p270）に「建陽縣志辦人員前幾年在麻沙信發現一部劉氏忠賢傳，全稱『建州劉氏三族忠賢傳』」、劉韜三十世孫建陽長坪劉秉鈞編撰、乾隆丙戌編成、道光乙未重增。いずれも『中華族譜集成・劉氏族譜』全18冊（巴蜀初社1995年）には未収。

¹²⁴ 元刻本是北京図書館蔵残本（巻14・15）のみであるが、不自然な点が見られる。谷建「真徳秀文集元刊本考論」（『儒家典籍與思想研究』2003-3）を参照。

¹²⁵ 『中國古籍總目・集部1』（中華書局等2012年、p370）によれば、以後は万曆・崇禎・康熙・乾隆・雍正・同治等、数多い。

¹²⁶ 上海図書館#783445-45、国家図書館古籍館（文津閣）#22615『雲莊劉文簡公文集』。四庫文淵閣本にはこの葉無し。

という自供があり、これを信じるならば、逆に『西山真文忠公文集』建陽刻本が改竄されている可能性さえ考えられる。この問題については別稿で詳論するが、恐らく明朝における朱子学優遇政策に発して、朱熹の高弟であった劉燾の嫡流をめぐる係争があり、それによる明代前期の改竄であって、発端は恐らく元明間に生じた分流に遡る。しかも明代に三桂堂はすでに存在しない。南宋の建陽における三桂堂と劉氏との合作の有無については、とりあえず『雲莊集』所収の真偽問題とは別に考えてよからう。

『麻沙劉氏族譜』に見えるという三桂堂書肆雕版4書の内、『論語發微』・『孟子要略』・『論語詳説』の3書はいずれも早佚不伝にして、また現存する「序」中にも刊刻者について言及は見えないが、残る1書『雲莊文集』12巻本の刊記には

門人果齋李方子將草稿詩序編次成集，曾孫省軒劉榮應李隱於武夷洪源山中編集『翰墨』諸書及將『文集』點校鏤聚，立化龍書院，以為講道之所，收藏書版，因元季厄於兵燹無存，續後子孫鈔騰，繼後子孫抄騰，殘缺多訛，幸先君潭所藏古本，叔輝誠恐磨沒，命予刊行。遂出己財，敬綉諸梓，以廣其傳焉。十世孫劉穩拜手，謹識於義寧精舍云。

云々とあり¹²⁷、毎巻の首にも

門人果齋李公晦方子編次
曾孫省軒劉應李希泓點校
十世孫道齋劉穩宗安重刊

と見える。『翰墨』諸書・『劉燾文集』の版木は化龍書院に収蔵された。上梓したのは劉應李（1245-1311）¹²⁸、名は榮¹²⁹。劉燾の弟劉炳（1146-1215）の後裔、おそらく玄孫である。版木収蔵庫でもあった化龍書院については、熊禾「化龍書院記」にいう¹³⁰。

¹²⁷ 清抄本「陽湖陶氏涉園（陶湘1871-1940）所有書籍之記」、上海図書館蔵#752841-46。

¹²⁸ 全建平『「新編事文類聚翰墨全書」研究』（p28）は生卒を淳祐七年（1247）前後から泰定元年（1324）以前と推定するが、『雲莊書院集』巻4「省軒先生傳」に明記されており、今これに拠る。

¹²⁹ 應李を名とし、多くが榮を初名というが、ほんらい名であり、應李が字であろう。劉家で名に五行を輩行字として用いていることは明らかであり、「應木子」を意味して「應李」を字とし、字の方が通行したのであろう。

¹³⁰ 今本『熊勿軒先生文集』8巻本・6巻本には多くの欠落があり、『雲莊劉文簡公文集』12巻本附録『宋劉文簡公雲莊集』巻4の「省軒先生傳」下の所収に拠って補う。以下、同じ。『全宋文』は固より、全建平『「新編事文類聚翰墨全書」研究』（p28）でも使用されていない

化龍書院，在建陽縣西五十里西山之麓，文公門人劉韜仲（炳）曾孫省軒劉君應李之所建也。……登咸淳中進士，官授文林郎。入元遜隱，為鄉黨所稱。〔……曰：“吾〕幸有薄田，疇與其私，吾子孫曷若舉而為義塾，聚英才，〔教育之，以樂吾志。”〕於是諏地於西山之龍旗原，……至元丁亥（二四年）六月粵十日告成。君捐產之半，以奉之廩給，課試悉放州縣。……〔……致書命從子燭謁予記，予未果作，又使其子曰焱者寔來委請，……〕……〔大德十年七月既望，前進士考亭熊禾去非父記。〕

また、『翰墨』について熊禾「翰墨全書序」にいう。

省軒劉君應李為此編，命曰『翰墨全書』。……劉君力學善文，與余講學武夷洪源山中者十有二年，所造甚深，此特其游藝之末耳。平礪伯氏為刊是書。……〔歲在丁未月正元日，是為大德之十有一年，前進士考亭熊禾去非父序。〕

劉應李、咸淳十年（1274）進士、建陽県主簿の任にあったが、元軍が迫ると、恐らく景炎元年（1276）に¹³¹、熊禾等一族郎党と共に武夷山中に逃れ、そこで十二年間隠遁した。熊禾（1247-1312）は咸淳七年（1271）の進士、母は建陽の劉氏である。元朝の統治も一紀も経れば世情も安定して来る。至元二四年（1287）、劉應李らは建陽の郷里にもどり、莒潭（今建陽市莒口鎮）に化龍書院を築いて子弟教育に尽力した。その間、『翰墨全書』170巻を編纂し、大德十一年（1307）初に「平礪伯氏」によって刊行される。おそらく子弟等の協力も得て完成した。当時、一族の中で最も囑望されたであろう進士劉應李が劉燭の作を整理したならば、刊行に及んだことは十分考え得る。『雲莊集』12巻本の十世孫劉穩の刊記との整合性を図れば、「平礪伯氏」に刊刻が依託されたのは『翰墨』諸書のみでなく、『劉燭文集』つまり『雲莊集』も含まれていたはずである。

では、「平礪伯氏」とは誰か。今日の専門研究ではなぜか「平礪伯氏」をただ「建陽の一書坊であろう」¹³²、あるいは「雲莊書院劉氏」を「祝祿家と同郷の人であろう」¹³³として深く追究しない。「平礪」なる地が方志等に記載がなく、

い。

¹³¹ 後述する熊禾「麻沙劉氏族譜序」に「丙子（景炎元年）兵亂，「譜牒」散失」と見える。恭帝德祐二年五月に端宗景炎に改元、十一月に元軍によって臨安は陥落す。元の前至元十三年。宋末元初については前稿に詳しい。

¹³² 全建平「『新編事文類聚翰墨全書』研究」に「“平礪伯氏”或是建陽的一家書坊」（p42）。

¹³³ 沈乃文「關於『事文類聚』」（『王重民先生百年誕辰紀年文集』北京図書館出版社2003年）

今日の地名にも残っており、特定できないからであろうか。「伯」は姓の一つでもあり、南宋建陽の書坊では知られていないが、この場合の「伯氏」はまず一般の用法で考えてみるべきであろう。つまり兄あるいは従兄を謂う。ただし宗家ならば劉欽の家系、雲莊書院であろう。劉應李『〔事文類聚〕翰墨全書』が参考している祝穆『事文類聚』（嘉康三年1239）の元刊本残巻「後集」巻47末に「建安雲莊書院劉氏刊行」の刊記を留めるものがあり¹³⁴、さらに『經籍訪古志』には「元槧本」の『新編事文類聚』¹³⁵の巻首の木格内に「雲莊書堂」4字の木記があったことが録されている¹³⁶。劉燾の卒後、嘉熙三年（1239）に雲莊書院が建てられた。「雲莊書堂」の「堂」が「院」の誤字でなければ、雲莊書院は書坊でもあったかのようである。そこで「平礪」は「平山」の誤字あるいは改竄ではないかとの疑念を抱くが、五世代前に分かれた宗家を「伯氏」というかどうか。また、『雲莊文集』の刊記にいう「編集『翰墨』諸書及將『文集』點校録棗，立化龍書院，以為講道之所，收藏書版」の文脈では、版木が雲莊書院あるいは雲莊書堂に収蔵されたとは読めない。いずれにしても劉應李の親族には刻書を生業とするもの、書坊を経営するものがいた。それは雲莊書堂でなければ、日新書堂ではなからうか。前稿で注意したように、『新編事文類要啓劄青錢』55巻の前集「目録」末の木記に

泰定甲子孟秋/日新書堂重刊

とあり、また後集・続集等の「目録」の前にも

建安劉氏日新堂重刊

とあった。元「泰定甲子」元年（1324）に劉氏日新書堂が「一新重刊」（「總目」末）した『新編事文類要啓劄青錢』とは民間での実用性をより重視して『翰墨全書』を襲用し簡約したものである。

そこで、『雲莊文集』は先ず南宋の麻沙書坊劉氏三桂堂で刊刻されたが、宋末の戦乱で版木を失い、元初に至って劉應李によって整理され、『翰墨全書』等と共に南宋・劉氏三桂堂の後身あるいは分家である劉氏日新書堂で刊刻され

p419、沈乃文「『事文類聚』的成書與版本」（『文獻』2004-3）p169は劉氏を「可以算是祝穆家的鄉親」。

¹³⁴ 沈乃文「關於『事文類聚』」（『王重民先生百年誕辰紀年文集』北京図書館出版社2003年）

p420、沈乃文「『事文類聚』的成書與版本」（『文獻』2004-3）p169。浙江図書館蔵、『第一批國家珍貴古籍名錄圖録（3）』（p249）#00802『新編古今事文類聚』。

¹³⁵ 「新編」の『新集』36巻・『外集』15巻は「南江富大用時可編」。

¹³⁶ 洪江全善等『經籍訪古志』（上海古籍出版社2014年）巻5（p174）。

た、とは考えられないか。

Ⅲ 麻沙の劉氏と崇泰の劉氏

最後に麻沙の劉氏と崇泰の劉氏の関係に触れておく。「平山劉欽」は崇泰平山劉氏一族は諸書の刊行に直接関与しており、また麻沙の劉氏には書坊が多いが、両者は始祖を同じくする一族であり、連携して出版に当たっていた。

崇泰劉氏一族による刊行

先に見たように、朱熹高弟劉燾の弟劉炳（1146-1215）の後裔、おそらく玄孫である劉應李は、『翰墨』諸書や『劉燾文集』を建陽で刊行した。また、劉燾も朱熹『四書〔章句〕集註』を刊行したが¹³⁷、刻書地は建陽とは限らないであろう¹³⁸。さらに劉炳も諸書の刊行に携わっている¹³⁹。朱熹「答劉韜仲（炳）」（淳熙十二年1185）¹⁴⁰にいう。

『山記』乃煩重刊，愧甚。不知所費幾何。今却勝前本矣。『龜山別録』刊行甚善，跋語今往，幸附之。

「所費幾何」とは経費の心配であり、朱熹が「煩重刊」しているから出資者は朱熹ではなかろうか。『山記』は未詳¹⁴¹。誤字脱字がなければ略称であろう。『龜山別録』の方は朱熹「答陸子美（九韶）」（淳熙十三年）にも

延平新本『龜山別録』漫内〔納〕一通。

と見える。「龜山」は「延平」（南劍州）の楊時（1053-1135）の号。『劉燾年譜』によれば劉炳は淳熙十二年に吉州永豊県主簿から南劍州劍浦県丞に、十六年に徳安府應城県令に異動するから、楊時の郷里南劍州での刊であり¹⁴²、後の黄去

¹³⁷ 『宋史』卷401「劉燾傳」に「請以熹『白鹿洞規』頒示太學，取熹『四書集注』刊行之」。

¹³⁸ 謝水順等『福建古代刻書』（p116）によれば、『四書集注』は慶元五年（1199）に朱熹が建陽の書坊で印刷されたのが最後である。今、宋本としては『四書章句集注』28卷本嘉定十年（1217）当涂郡齋刻、嘉熙四年（1240）淳祐八年（1248）十二年（1252）通修本（中国国家図書館蔵）、『第一批國家珍貴古籍名録圖録（1）』（p65）#00065）、南宋刻本（有影鈔補配）（徐州市図書館蔵）、『第四批國家珍貴古籍名録圖録（1）』（p109）#09934）；30卷本宋刻本（中国国家図書館蔵）が知られている。

¹³⁹ 方彦寿『建陽刻書史』は朱熹門人で「刻書に従事した」（p74）ものとして劉燾・劉炳を簡単に紹介している（p76）。

¹⁴⁰ 『續集』卷4下、『全宋文』卷5600（冊249p376）。年代は陳來『朱子書信編年考証』（三聯書店2007年、p243）に拠る。

¹⁴¹ 東景南『朱熹年譜長編（下）』（華東師範大學出版社、増訂本2014年）附録「朱熹著述考略」（p1441-1465）を参照。144種を著録する。

¹⁴² 『劉文簡公年譜』の「淳熙十二年」「十四年」。東景南『朱熹年譜長編（下）』（「淳熙十三年」

疾「龜山先生文靖楊公年譜序」（咸淳庚午（六年1270））¹⁴³にも

龜山先生之書，其『文集』、『經說』、『論語解』、『語錄』已刊於延平郡齋。
『中庸義』已刊於臨汀，獨『年譜』閩中尚缺。

という。『龜山別録』の朱熹「序」は「今佚」¹⁴⁴。南劍州は建寧府の南にあつて隣接する。当時、朱熹は官を辞して武夷山に隠居していた。『〔?〕山記』も延平郡齋刊本である可能性は排除できないが、「煩重刊」「刊行」とは劉炳が朱熹の依頼に応じて“刻書”するのではなく、実際には編集・校正等の知的作業とその刊刻作業を監督すること、更には刻工を擁する刻書業者を斡旋することであり、恐らく延平（南劍州）郡齋刊の『〔楊時〕文集』『經說』『論語解』『語錄』『龜山別録』等や臨汀（汀州）刊『中庸義』も、出資者は官府であっても、実際の刻書は建陽の書坊とその刻工が請負ったであろう¹⁴⁵。祝穆が編纂した『翰墨全書』も後に版木はそこに収蔵されたが、刊刻は自ら運営する化龍書院なる教育機関ではなく、「平礪伯氏」に依託していた。それが“三桂堂”かどうかは確証はないとしても、当時、朱熹はしばしば麻沙の書坊を使って刊刻している。朱熹校正『呂祖謙大事記』（淳熙十一年1184）がそうである。

麻沙所刻呂兄文字，真偽相半，書坊嗜利，非閑人所能禁。在位者恬然不可告語，但能為之太息而已。若『大事記』，則雖非全書，而實有益於學者，有補於世教。¹⁴⁶

『大事記』尚有第十一卷半卷未寫，今附元冊去，幸為寫足附來。不須裁裁裝背，却恐與前後冊大小不同也。¹⁴⁷

書坊名は不明であるが、営利を優先させるあまり、誤字の多いことを嘆いている。また、朱熹編訂の『張南軒（栻1133-1180）文集』（淳熙十一年）も建陽

に「其時劉炳在福州，故新本『龜山別録』當刊刻於福州」（p856）は誤り。

¹⁴³ 『全宋文（353）』巻8165（p76）。『八閩通志』巻70「人物」に「黃去疾」伝あり（福建人民出版社2006年、p952）。

¹⁴⁴ 東景南『朱熹年譜長編（下）』（p856）。

¹⁴⁵ 方彦寿『建陽刻書史』は、福州・泉州・莆州・汀州等の官府出資の刻書であっても建陽の書坊で刻工を募ったという（p55、p62、p103）。前稿『『増廣註釋音辯唐柳先生集』『朱文公校昌黎先生集』合刊初考（上）』で挙げたように、明代に至っても建陽坊刻本と福州官刻本に同じ刻工名が多く見られるから、この形態は基本的に変わっていない。

¹⁴⁶ 『朱文公文集』巻53「答沈叔晦書」。陳来陳来『朱子書信編年考證（増訂本）』（生活読書新知三聯書店2007年、p204）は呂祖謙（1137-1181）卒後として淳熙八年（1181）に繫年。

¹⁴⁷ 『朱文公文集』巻47「答呂子約（祖儉）書」。東景南『朱熹年譜長編（上）』の淳熙十一年「刻版呂祖謙大事記於建陽」の条（p793）を参照。

であった¹⁴⁸。

龜山靖康間論事頗多，……楊家子弟以避禍為說，懇請刪去，……後來延平重刊『龜山集』，方始收入。……『南軒集』誤字，有是元本脫誤者，如「召閑」處，則拙者蓋有罪焉。然亦曾寫與定叟（張杓1140-1198），恐其欲有回互，不妨報及。今承疏示，當以示刊者，有姓字處且令鑿滅，後人亦須自曉得也。¹⁴⁹

『南軒集』誤字已為檢勘，今却附還。其間空字，向來固已直書，尤延之（袤1127-1202）見之，以為無益而費怨，不若刊去。今亦不必補，後人讀之，自當默喻也。但序文後段，若欲刪去，即不成文字。兼此書誤本之傳，不但書房而已，黃州印本（官本）亦多有舊來文字，不唯無益，而反為累。……若必欲盡收其文，則此序意不相當，自不必用，須別作一「序」。¹⁵⁰

誤刻が多いのは麻沙の書坊に限らない。學術の素養がない職人刻工の常習であるが、麻沙の書坊の中には校正や編集・企画ができる人材を擁するものがあつた。三桂堂に関する『族譜』の記載は疑わしいとしても、先の劉仲吉・劉立之や劉應李がそのような人員であり、あるいは朱熹の例のように、朱熹自身が、あるいはその子弟や弟子たちが委嘱されて刻書の校正を担当した。「文人學者刻書」「學者型私家刻書」である。

元初において劉應李や雲莊書院の劉氏と麻沙劉氏「日新書堂」とに深い関係にあつたことが知られるが、それはすでに南宋から始まっていた。雲莊書院の劉氏と劉應李とは嫡傍の親族関係にあるが、さらに麻沙の劉氏三桂堂とも一族の関係があつて劉氏の刊刻を請負っていたのではなからうか。

麻沙書坊劉氏との関係

近年、当地に伝わる『族譜』・『宗譜』の類が多く発見され、それを史料とした研究が本格的に始動して続々と新しい成果が発表されている。先に援用したように建寧府の劉氏についても、『劉氏族譜・西族南派世居馬伏世系節略』・『貞房劉氏宗譜』・『劉氏忠賢傳』¹⁵¹・『建州劉氏宗譜』等による優れた研究がある。それによれば唐代京兆の劉楚の三子が五代に建州に移って以来、宋代では次の

¹⁴⁸ 東景南『朱熹年譜長編（上）』の淳熙十一年（p799）。

¹⁴⁹ 「答尤尚書表書」。東景南『朱熹年譜長編（上）』p800。

¹⁵⁰ 「答胡季隨（大時）書」。東景南『朱熹年譜長編（上）』p800。

¹⁵¹ 劉建『大潭書』（文物出版社1994年）に「建陽縣志辦人員前幾年在麻沙信發現一部劉氏忠賢傳，全稱『建州劉氏三族忠賢傳』、劉翱三十世孫建陽長坪劉秉鈞編撰、乾隆丙戌編成、道光乙未重增（p270）。

三派に分かれたという¹⁵²。

- 1：崇安県五夫に卜居した劉翹を祖とする東族
- 2：建陽県麻沙に卜居した劉翹を祖とする西族北派
- 3：建陽県崇泰馬伏（馬舖）に卜居した劉翹を祖とする西族南派

この中で劉屏山・劉坪等は東族に、劉仲吉・劉崇之・劉立之・劉純等は西族北派に、劉燾・劉欽・劉應李等の一族は西族南派に属す。その史料はいずれも未見であり、しかも族譜の類は概して後人の捏造・改竄が多いから、軽々に根拠とすることはできないが¹⁵³、この劉氏三派の存在やその名称は『雲莊集』卷1「劉文簡公世系」図に示す所と合致するだけでなく、他の史料とも部分的に符合しており、一定の信憑性を認めてよい。その一つが先にも取り挙げた熊禾「『麻沙劉氏族譜』序」である。ただし、現存『熊勿軒（禾）集』には8巻本・5巻本・4巻本があり¹⁵⁴、8巻本では「麻沙劉氏族譜」「麻沙劉氏族譜序」の二篇に分け、5巻本では「麻沙劉氏族譜序」の一篇とし、4巻本では「五忠劉氏族譜序」「屏山劉氏族譜序」の二篇とする。8巻本・5巻本は一部重複が見られるが、内容はほぼ一致しており、4巻本も大半が一致しているから、本来同一史料から出ていることは間違いないが、題・内容ともに相違がある¹⁵⁵。「麻沙劉氏族譜序」には欠落が多く、「屏山劉氏族譜序」は今日の『族譜』研究にいう『劉氏族譜』に近く、また『雲莊集』により近い。

さらに、当地に伝わる『族譜』の記載によれば、西族北派の麻沙劉翹の四子「曉、暉、曄、噪」が元・利・亨・貞の四房に分れていたという。この四子は『熊勿軒（禾）集』8巻本・5巻本の「麻沙劉氏族譜」・4巻本の「五忠劉氏族譜序」にも見える。亨房は四世の劉簡から江西臨川に移住したが、宋代では刻書が元・利の両房によって世襲されており、先に触れた劉仲吉・劉立之は

¹⁵² 方彦寿「建陽劉氏刻書考（上）」（『文獻』1988-2）・「建陽劉氏刻書考（下）」（『文獻』1988-3）・「閩北劉氏等十四位刻書家生平考略」（『文獻』1991-1）、方彦寿『建陽刻書史』（p86）、劉建『大潭書』（p121、p270）。

¹⁵³ 方彦寿の説は謝水順等『福建古代刻書』（2003年、p96）、全建平『「新編事文類聚翰墨全書」研究』（2011年、p12）に援用されている。

¹⁵⁴ 『熊勿軒先生文集』8巻、成化二年（1466）熊斌刻（四庫全書本）、北京図書館蔵抄本、台湾・中央図書館抄明成化本（#10751）；『熊勿軒先生文集』5巻附1巻（『正誼堂全書』所収、叢書集成初編本）；『重刊熊勿軒先生文集』4巻附1巻、隆武二年（1646）、熊之璋刻（四川大学古籍整理研究所『宋集珍本叢刊91』線装書店2000年）。

¹⁵⁵ 『全元文（18）』（江蘇古籍出版社2000年）巻588「熊禾」（p546、p548）は北京図書館蔵清抄8巻本を底本として叢書集成初編本に拠って点校するのみ。

この房に属すらしい¹⁵⁶。いっぽう貞房は劉君佐がこれに属し、宋末に麻沙から崇化里の書林に移住して以来、元明の刻書は多くが貞房の人であるという¹⁵⁷。劉君佐（1250?-1328）は、「麻沙劉氏族譜序」「五忠劉氏族譜序」にも見え、それによれば、熊禾の母方の甥であり、宋末の兵乱で散失していた「譜牒」を元初に入手した人物である。劉君佐もかつて進士（咸淳六年1270）にして南恩州（今の広東陽江市）道判となっていたが、熊禾等と同じく元朝には仕えず、後に麻沙から崇化書林に移って書坊、翠巖精舎を経営した¹⁵⁸。また、『大易粹言』（淳熙年間1174-1189）の刻者劉叔剛についても記載があり、名は中正、字は叔剛、麻沙劉氏の貞房十世孫にして¹⁵⁹、劉君佐は劉叔剛の玄孫であるという¹⁶⁰。ならば南宋における麻沙劉氏の刻書は、元・利両房のみならず、劉叔剛等の貞房も従事していたことになる。

以上を要するに、劉楚を始祖として五代に建州に遷った三子は三地に分かれた。劉仲吉・劉立之の「麻沙」劉氏=西族北派、劉煥・劉欽・劉應李等の「平山」劉氏=西族南派、劉子翬・劉坪等の「屏山」劉氏=東族である。いずれも経術を世業として代々進士挙人を輩出し、南宋において東族には“屏山先生”劉子翬兄弟のように朱熹の師となる者が現れ、さらに東族・西族南派では劉煥兄弟のように朱熹の弟子となって官界で活躍した。いっぽう西族北派の麻沙劉氏では刻書を家業とする者が多く、西族南派と東族の学者劉氏と協同して刻書に当たるといふネットワークが形成されていたのである。建陽における刻書業の長足の発展は単に木・水・紙等の自然資源や輸送の便に恵まれていたからではなく、大儒朱子を介在する劉氏一族の連携が背景にあった。

『柳集』音辯本と『韓集』朱校本の編修合刊も、このような建陽の劉氏一族の連携の中で生まれたと思われる。ただ「怡堂劉君」については確証をもって言えないが、これまでの考察をふまえて臆測すれば、次のような経緯ではなかったか。朱子の高弟劉煥の兄弟は炳・煥・灼・炯（「世系」図には見えない）、うち煥・炳・灼・炯は進士。劉欽（1204-1274）は劉煥の嫡孫にして雲莊

¹⁵⁶ 方彦寿「建陽劉氏刻書考（上）」（『文献』1988-2）（p199）。

¹⁵⁷ 方彦寿「建陽劉氏刻書考（上）」（p197-198）、方彦寿『建陽刻書史』（p86）。方彦寿の説は謝水順等『福建古代刻書』（2003年、p96）、全建平『新編事文類聚翰墨全書』研究』（2011年、p12）に援用されている。

¹⁵⁸ 方彦寿『建陽刻書史』p167。

¹⁵⁹ 方彦寿「建陽劉氏刻書考（上）」p199。

¹⁶⁰ 方彦寿「建陽劉氏刻書考（上）」p205。

書院（嘉熙三年1239）の家督を継ぎ、進士を経た官人であった。劉欽は父劉厓（1168-1247）の喪に服して帰省していた間、淳祐九年（1249）に怡堂劉君の依頼に応じて怡堂の輯註に「序」を寄せた。その後、怡堂の輯註を基にして麻沙の書坊が編集して『増廣註釋音辯唐柳先生集』と題し、『朱文公校昌黎先生集』と共に刊刻した。その書坊は元代の劉氏日新書堂の前身である劉氏三桂堂ではなからうか。輯註者「怡堂劉君」は、輯註を行なっているから一定の素養を有し、しかも一定の書籍が収集できる身分、あるいは閲覧できる立場にあったが、科挙には及第せず、また分家にして門蔭によって官職を得ることのできる家柄でもなく、おそらく書籍の輯註・校正や編集・企画等を手掛けて糊口を凌いでいたであろう。崇泰の学者劉氏の一族か麻沙の書坊劉氏の一族かどうか、「怡堂劉君」との接点については今尚究明できない。また、義烏の人、劉祖尹、字（号？）怡堂も排除できないが、可能性は低いであろう。『族譜』を丹念に見てゆけば何か手掛かりが得られないであろうか。

おわりに

北宋における古文作家韓愈・柳宗元の評価と共にその集本が刊行されるようになり¹⁶¹、南宋の前期ではそれが風潮となって各地で州学・軍学等を中心にして註釈本が刊行されるようになる。さらに中後期には官刻から私刻に展開し、家塾・書坊によって輯註本が盛んに刊行されるようになる。中でも後の元明を通して最も版を重ねるベストセラーとなったのが『増廣註釋音辯唐柳先生集』と『朱文公校昌黎先生集』である。覆刻重刊され、あるいは改編通修され、『柳集』のみを見ても45巻、43巻、20巻、12行、13行、10行、9行等々、さらに43巻13行本でも異版は10種類に近い、あるいはそれを上回る。その中で最も信頼性が高いのは45巻12行本、これまでほとんど存在さえ知られていなかった淳祐九年（1249）劉怡堂輯註・平山劉欽序の北京大学図書館蔵李木斎旧蔵本であり、我が国にも鎌倉期の鈔本が現存する。その後、元明間における書坊の異動や版權の移動による輾轉通修の過程で誤字はいよいよ多くなっていく。その過程は凡そ次のような段階に分けられる。

- I：南宋後期、淳祐九年（1249）、劉怡堂輯註、建陽平山劉欽序
南宋末の間、麻沙書坊刊45巻12行本

¹⁶¹ 拙稿『『柳宗元集』考（上）』（『彦根論叢』289、1994年）。

Ⅱ：元代前期、皇慶二年（1313）頃、麻沙書坊劉氏刊43卷12行本

Ⅲ：元代後期、至正元年（1341）麻沙劉氏日新書堂重刊43卷13行本

Ⅳ：明代前期、正統十三年（1448）崇化書林王氏善敬堂刊43卷13行本

『増廣註釋音辯唐柳先生集』は麻沙書坊が怡堂劉氏輯註本によって改編し、『朱文公校昌黎先生集』は王伯大輯註音釋（宝慶三年1227）南劍州官本を改編して併修彙刊され、この二集合刊は元明を通して書坊を異にしながらも継承されていく。

音辯本についていえば、今日の通行本となっているのは四部叢刊本や四庫全書本であるが、これらはⅣ期の善敬堂刊本の系統に属するものであってその依拠は避けなければならない。前者は民国期書誌学大家の鑑定を経た収蔵の厳選により、後者は清朝内府藏本の依拠と清朝学界の権威による校勘とによって、共にテキストとして信頼性の高い定評を得ているが、少なくとも柳宗元集版本としてはそれは当たらない。いずれも明代中期、少なくとも正統年間以後に成る、誤字の多い粗悪な逋修本である。さらに四庫全書本の中でも文津閣本が最も杜撰であり、誤字の多さもさることながら、乱丁・欠落も多く、韓醇の詁訓本の混入が随所に見られる。

音辯本の流布はその後も拡大を続けるが、それは中国国内のみに止まらない。明・嘉靖十六年（1539）游居敬（1506-1571）校刊『柳文』、二十年後の莫如士の覆刊、清・同治七年（1863）永州楊季鸞刊『柳文惠公全集』、いずれの重校本も音辯本を底本とする。朝鮮では正統五年（1440）崔萬理等が『諸家註柳先生集』を輯刻するが、それは「其『増廣註釋音辯』又不如『五百家』之詳也」、註の多さは劣るとしながらも、「柳主『増廣音辯』、亦取『五百家註』、韓醇『詁訓』詳備者増補」¹⁶²、音辯本を基礎とした。日本においても天保十年（1839）に游居敬本が官版に選ばれ、安政四年（1857）に重刊されている。今日の日・中の図書館・機関で収蔵する『柳集』は音辯本が『韓集』では朱校本が圧倒的に多い。

なぜかくも流布したのか。それはひとえに朱熹に負っている。『柳集』が特に歓迎されたのでも、音辯本が殊に優れていたからでもない。むしろ音辯本の註の少なさは広く認識されており、誤字も多く、劉玉・游居敬等は、明版に拠ったということもあるが、重ねて校定していた。にもかかわらず、『柳集』

¹⁶² 南秀文「跋」（正統四年）。日本内閣本庫等所蔵。

で音辯本が重用されたのは、一つには『韓集』との合刊があり、さらにその『韓集』が朱文公校定本を標榜していたからである。その背景には朱子学の隆盛がある。朱子学は党醜韓侂胄（1152-1207）誅殺後ようやく復権し、その学説は官学に採用されて不動の地歩を築くに至り、元明を通して独尊を誇るようになる。ことは中国においてのみならず、朝鮮半島に浸透し、日本列島に拡大して、ほとんどアジアの官学となり、宗教となった。『柳集』音辯本はこのような朱子の権威と朱子学の普及とを背景として、朱文公校定と銘打った『韓集』と合刊されたことによって覆刻通修してアジアに浸透していったのである。

では、なぜ『柳集』で音辯本が選ばれたのか。それは序を寄せた劉欽と関係がある。劉欽は、時代・地理から考えて、建陽県崇泰出身にして後に朱子四大弟子の一人として配祀される劉燾（1144-1216）の孫に違いない。輯註者劉怡堂が麻沙の書坊であったかどうかは断定できないが、劉燾一族と麻沙劉氏は協同して出版業に関わっていた。また、そもそもこの二集が合刊当初から麻沙の書肆で刊刻されたことも朱子に負っている。麻沙・崇泰を擁する建陽は、朱子の育った郷里であり、晩年隠居して多くの弟子を輩出した“理学の郷”である。朱文公校定本の基礎である『韓文考異』は、当時は慶元偽学の禁に在ったために弟子に託して整理させ、まず潮州で刊行されたとはいえ、朱子自身が建陽で編撰の指揮をとった。その後、解禁に至ると建陽では朱子の著書や朱子学の成果が盛んに刊刻されるようになる。その中心となった人物が劉欽の祖、劉燾である。朱文公校定『韓集』と劉怡堂輯註・劉欽序『柳集』音辯本はそのような中で合刊された。ちなみに建陽では朱校本・音辯本に半世紀近く先行して魏仲挙が輯註して『韓集』『柳集』五百家註本を合刊していたが、五百家註本との最大の相違は、『韓集』では五百家註本が採らなかった王伯大「音釋」を全面的に採用し、『柳集』では五百家註本の採らなかった潘緯の『音義』を全面的に採用した輯註本として特徴を出しただけでなく、王伯大本『韓集』は朱熹『考異』による校定本であり、『柳集』では朱熹の説を多く採り入れていることにある¹⁶³。この二集を合修し合刊したのは、南宋麻沙の書坊であるが、劉日新

¹⁶³ 『韓集』五百家註本と朱熹『考異』の関係について、その依拠の有無をめぐって議論があり、最新の研究では王東峰「『五百家注昌黎文集』與『韓集舉正』、『韓文考異』」（中國典籍與文化）2010-3、総74期）が依拠していることを考証している。仮にそうであるにしてもそれは『考異』の結果の一部を採り入れているのに過ぎず、『朱文公校昌黎先生集』が朱熹校定本を底本とし、かつ『考異』を正文下に附している態度とは全く異なる。王東峰氏は『韓集』五百家註本が「当時広く流行し、學術的価値の高かった『舉要』・『考異』を

三桂堂である可能性が高い。元の初期にはその後裔が日新堂に改名し、あるいは分家して二集を合刊することになる。

2016.9.15

* 本稿は平成28年（2016）科学研究費補助金（課題番号26370409）による研究成果の一部である。

遺漏するはずがない」とするが、ならば『柳集』五百家註本でも『考異』・『詩集傳』と共に朱子の文学三伝とも称される最晩年の作『楚辭集註』も漏らすはずがない。しかし『柳集』五百家註本では巻14「天對」においてさえも朱子の説は全く採られていない。音辯本では48条も採っている。